

# 平成24年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 平成24年6月11日（月） 午前10時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	藤 富 美 恵 子	1 市営住宅について 2 みどり園の移転について 3 市長の政治姿勢について (1) 政治倫理条例について (2) 斎場の指定管理者制度の導入について (3) 使用済み核燃料中間貯蔵施設の県内設置の検討について (4) 「官製談合」情報について	市長・部長 市長・部長 市長
2	大 谷 龍 雄	1 責任を果たせるごみ処理事業を目指した御所・田原本環境衛生事務組合への加入について (1) 加入の妥当性について ア 地元との協定書の正確な解釈とその厳守について イ 建設費を始めとする諸経費の軽減について (2) 解決の求められる課題について ア ごみの分別と収集について イ 中継施設の確保とその内容について	市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	2 台風12号豪雨災害に関連する猿谷ダム等の緊急放流防止対策等について (1) 常時満水位の引下げの要求について  3 五條市営住宅条例に基づく市営住宅の適正な管理運営について  4 水道水の不正使用疑惑問題について	市長・部長   市長・部長   市長

- 第二報第 三號 平成二十三年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第三報第 四號 平成二十三年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第四報第 五號 平成二十三年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第五報第 六號 平成二十三年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第六報第 七號 平成二十三年五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第七報第 八號 平成二十三年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第八報第 九號 平成二十三年五條市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第九報第 十號 平成二十三年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第十報第 十一號 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例の一部改正）
- 第十一報第 十二號 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険条例の一部改正）
- 第十二報第 十三號 五條市斎場条例の全部改正について
- 第十三報第 十四號 五條市個人情報保護条例の一部改正について
- 第十四報第 十五號 五條市職員定数条例の一部改正について
- 第十五報第 十六號 五條市税条例の一部改正について
- 第十六報第 十七號 五條市立公民館条例の一部改正について
- 第十七報第 十八號 五條市立保育所条例の一部改正について
- 第十八報第 十九號 五條市印鑑条例及び五條市手数料徴収条例の一部改正について
- 第十九報第 二十號 五條市火災予防条例の一部改正について
- 第二十報第 二十一號 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第二十一報第 二十二號 市道路線の変更について
- 第二十二報第 二十三號 市道路線の変更について
- 第二十三報第 二十四號 財産の取得について
- 第二十四報第 二十五號 平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員（十三名）

欠席議員（一名）

十三番	十五番	十四番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
土	田	大	花	峯	山	益	池	藤	川	堀	吉	山	福
井	原	谷	谷	林	田	田	上	富	村	川	田	口	塚
康	清	龍	昭	宏	澄	吉	輝	美	家	浩	雅	耕	
嗣	孝	雄	典	政	雄	博	雄	子	廣	美	範	司	実

説明のための出席者

市長

副市長

教育長

市長公室長

総務部長

すこやか市民部長

あんしん福祉部長

産業環境部長

都市整備部長

消防長

教育部長

水道局長

会計管理者

西吉野支所長

大塔支所長

財政課長

市長公室次長

秘書課長

ふるさと創造課長

事務局職員出席者

事務局長

乾

旬

河	竹	新	和	山	丸	上	中	町	窪	森	辻	櫻	山	竹	樫	堀	丸	太
村	本	井	田	田	山		永	口		本		井	本	田	内	内	谷	田
康	勝	健	剛	善	勝	孝		正	佳	敏	信	敬	邦	和	成	伸	昭	好
友	治	夫	明	久	秀	男	充	治	秀	弘	彦	三	美	彦	吉	起	典	紀

事務局次長  
事務局係長  
事務局主任  
速記者

藤 谷 光 一  
笹 谷  
片 山 仁 美  
柳 瀬 五 美

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから去る八日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員から欠席届が出ております。

○議長（益田吉博）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのお通りであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに七番藤富美恵子議員の質問を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子質問席へ〕  
○七番（藤富美恵子）おはようございます。

それでは議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおりの一般質問をさせていただきます。  
まず市営住宅についてでございます。

五條市の市議会議員が、市の許可を得ず増改築をしていたことと、また収入超過者、高額所得者で市から市営住宅を明け渡すように言われていたにもかかわらず、十五年間住み続けていたことが、新聞、テレビ等で大変問題になりました。  
部長にお尋ねいたします。

今回、どのような経緯で通告書を送付することになったのか。

そして、市が送付した通告書内容、何に違反したかということですね。お尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 七番藤富議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず経緯経過等でございます。このことにつきましては、平成二十四年の二月の二十四日に匿名ですが、五條市の方に投書が入りました。それを受けて関係課いろいろと協議をさせていただきました。その内容等を検討した結果、最終的に通告書を出そうということで、通告書を出させていただきました。

その後、入居者の方につきましては、住宅を退去していただいております。しかし原状復帰というのが残っておりますので、その分につきましては、本人の方に撤去をいただきたいと、原状復帰をしていただきたいということでお願いもしております。

ただ、市もかなり十数年にわたって放置しておったという責任も当然あるかと思いますが、本人の方にはすぐに伝えておりますし、本人の方もそういう形で努力していくということで、今現在に至っております。

以上でございます。

それと、何に違反したかということでございます。これにつきましては、五條市営住宅条例の二十八条、「入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。」こういっただことに違反しておる、いわゆる条例の二十八条の違反でございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 五條市の市営住宅の現状については、先日、福塚議員が質問されておりました。

旧五條市内で、現在入居している五百四戸のうち、何らかの増築をしている戸数は二百三十二戸で、そのうち居室の増築が百四十七戸。

百四十七戸のうち、増築等、許可済みの住宅が十戸で、そして入居するときに、もう既に増築されていた住宅四十一戸を除くと、居室の増築違反は九十六戸になり、通告書送付対象者になるということですが、今回通告書は違反している九十六戸、全てに出しましたか。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 七番藤富議員にお答え申し上げます。

今まだ現在通告書を出しておるのは、一件でございます。それは今現在、状況等を詳細に調査中でございます。その調査後に必要とあらば、対象者に対しては通告書を出すということで予定をいたしております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 今回、一戸だけにしか通告書を出さなかったということでございますけれども、その理由を市長にお尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

平成二十四年二月二十八日付けで送付いたしました通告書につきましては、二月二十四日、市民により匿名での投書があり、現状の確認及び調査を指示いたしました。

対象の市営住宅は、床面積二八平方メートルの木造平屋建て住宅に二階部分の増築も含め七〇平方メートルを超える増築や門・柵・塀などの工作物もあり、社会通念上の範囲を著しく逸脱している悪質なものと判断するに至りました。

また、隣接の空き家住宅を無断使用していること、家賃算定基準による退去義務が伴う収入超過、高額所得を繰り返している状況など、総合的に判断の上、通告書の内容等、弁護士と相談し、増築部分の撤去並びに空き家無断使用の中止の通告を書面により行いました。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 今市長から悪質であったということでございますけれども、これは委員会でも申し上げましたけれども、私はそういう投書が来た時点でほかにも悪質なところがないかまず調査をして、あれば、その悪質なところに、全て同時に通告書を出すべきであったのではないかと思います。

次に、部長、市営住宅の家賃をお尋ねいたします。



○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 七番藤富議員の質問にお答えさせていただきます。

市営住宅の家賃でございます。家賃の算定につきましては、年間所得あるいは家族構成等々によって異なりますが、入居の際、入居収入基準を確認し、控除額、そういったものを差し引いた額を十二箇月で割った額が、月の家賃ということで確定いたします。

現在の五條市の住宅の家賃の収入、収入分位で一言いいますと、最低が四百円、最高が二万五千四百円というような形になっております。ただあと、所得によって別途加算をするということにはなっております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 収入超過者及び高額所得者、その判定基準についてもお尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 七番藤富議員にお答え申し上げます。

家賃算定年度の前年度、いわゆる二年前の十月一日現在の所得証明で算定をし、また公営住宅法が改正され、入居収入基準等が変わっております。収入超過者及び高額者の判定基準が平成二十年度以前は収入超過者で二十万円以上、高額所得者で三十九万七千円以上、平成二十一年度から二十三年度までは収入超過者で十五万八千円以上、高額所得者で三十一万三千元以上、平成二十四年度以降は収入超過者で二十五万九千円以上、高額所得者で三十一万三千元以上となっております。

なお、平成二十一年四月一日現在、既に市営住宅に入居済みの方につきましては、制度改正後五年間は法改正前の収入基準により収入超過者及び高額所得者として認定をいたしております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 次に平成二十年度から平成二十四年度までの収入超過者戸数、及び高額所得者戸数をお尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 七番藤富議員にお答え申し上げます。

平成二十年度の高額所得者は四件、収入超過者二十件、平成二十一年度高額所得者は四件、収入超過者は二十件、平成二十二年度高額所

得者は一件、収入超過者は二十件、平成二十三年度高額所得者は一件、収入超過者は十九件、平成二十四年度は高額所得者ゼロ、収入超過者は十一件であります。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）我々襟を正すべき市会議員が、市の許可なくして増改築をし、また収入超過者、高額所得者であるにもかかわらず市営住宅に住み続けていたことについては、大いに反省を促すところでございます。

しかしその一方、今日までの長きにわたり、管理者側の五條市の管理も非常にずさんであったと思います。市の管理責任について、市長はどのように考えておられるのか。お答えください。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）七番藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

管理責任ということ、当然これはあります。私も市長にならせていただきました。こういうことに携わって本当に今までの流れ、過去の経緯は別としてこれは大変遺憾であると、そういうふうに思っています。

今回、これをきつしよにして、全てを整理したい。そういう形の中で、今回のことから全てに関して今調査をし、適正な判断をし、弁護士と相談しながら進めてまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）次に、みどり園の移転についてお尋ねいたします。

質問に先立ちまして、市長にお願いがございます。

関係のない話は控えていただき、私が質問したことに対してのみ、明瞭かつ的確にお答えください。よろしくお願いいたします。

五月二十八日、議会運営委員会が開かれ、御所・田原本環境衛生事務組合に加入するに当たり、五條市から三名の仮の議員が選出され、五月三十一日に御所市で行われた御所・田原本環境衛生事務組合の協議会に出席されました。

そして、六月四日の議員全員協議会でその報告があり、そこで市長、あなたがうそをついていたことがわかりました。

これまで資料を請求しても、市長は「ない」、いろいろ質問しても、「まだ決まっていない。全ては御所・田原本環境衛生事務組合に五條

も加入してから、その中で決めていく。」と言ってこられました。もう既に、いろいろ決まっていたことがわかりました。

いわゆる迷惑料、地元対策費の五條市の負担割合も、ごみの分別についても、御所・田原本の関係者の方から、「去年から決まっていて、五條市長に言うてある。なんで、知らんのや。」と言われたそうでございます。

市長、去年から決まっていたんじゃないですか。ずっとうそをつき続けてきたんですね。

市長、以前より知っておられたかどうか、お答えください。うそをついたり、ごまかしたりせずに、正直にお答えください。うそを言うて虚偽の答弁になります。お尋ねします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

うそは言ったことございません。

この金額につきましても、二十六日御所市長、田原本町長とその中において初めてそこで聞かされたということでもあります。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 初めて聞かされたと言われましたけれども、これまで議会で全ては御所・田原本環境衛生事務組合に五條も加入してからその中で決めていくと言ってこられました。ところが、この前の三十一日に御所に行かれたときに、もう三人の議員はそこで出てきた、決まったのを見ているわけです。

これについては、いかがですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

先日の御所・田原本の協議会におきましては、その他の案件でこの件、負担率が出てきました。これに関しては、そこで上程をして、その中で今度は御所市・田原本さん・五條市に持ち帰って協議をしていただきたいとそういうことの中身があつて、そこで決定したわけではありません。いったん、土台に乗せて、これから議会において皆さんで協議をしていくと、そういうことでもあります。

以上であります。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）私が聞いておる話と随分と違います。

そして全協でこの間も報告されましたけれども、そこで聞かせていただいた話とも全然違っております。

そして「話を聞くだけ」と言われて三人の議員の方々が五月三十一日に御所に行ったら、話を聞くだけではなく、規約の変更を、市長、する場であったそうですね。

それから、その会議の中で、山田議員、福塚議員は、益田議長から、同意せずに、持ち帰るように言われており、また資料についても、五條市議会全体で協議していないことから、「五條に持ち帰る。」と言い、規約の変更について「同意できない。」と御所・田原本環境衛生事務組合の方々にも説明されたと聞きました。ところが、その後ですが、太田市長は、「規約の変更に同意してほしい。」何も言わずに了承するように議員に言われたんですよね。

そのあと、議員が同意していないにもかかわらず、「規約に関しては、今三人の議員の了解を得た。」と発言したので、大変びっくりされたそうです。

このことについて、合っているか、間違っているか、お答えください。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問に答えさせていただきます。

間違っております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）私がこの間全協で聞かせていただいた話と全然違っております。またもや市長はうそをつかれたと。

その五月三十一日に市長がうそをつき、それがその場におられた関係者の皆さんにもわかってしまい、市長大変恥ずかしい思いをされたのではないのですか。

何が何でもみどり園を御所市に持って行きたいという市長の気持ちの表れかも知れませんが、そのような場ですぐうそとわかるようなことを市長は言われたわけですか。

山田議員も福塚議員も同意などされておられません。でも、市長はそんなふうに規約の変更に同意してほしい。何も言わずに了承するように言われたのではないのですか。

もう一度お尋ねします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答えいたします。

この質問に関しましては、前回の一般質問、福塚議員のときに答弁をきちっとさせていただいております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） はい、それでは話を交えて、そして会議の結果でございますが、御所市に行った山田議員からは、「何も決めずに持ち帰った。」と益田議長に報告され、市長からは、「一歩も二歩前に進む話になった。」と議長に報告されたということで、山田議員と市長の話が全く異なることから、翌日、益田議長が御所に確認に行かれ、結果、山田議員の言っていることが本場で、太田市長がうそをついていたことが確認されました。

市長はいろいろ言われておりますけれども、市長たるものが、しらじらしいそをつき、悲しい限りでございます。

そして市長は、金曜日の一般質問で、先ほどの話でございますが、「うそをついたのではなく、誤解があったのではないか。議員が誤解をした。」と言いつつ、一生懸命ごまかそうとしておられました。うそをついているのは市長の方でございます。五條の議会でも幾らうそをついてごまかそうとしても、五月三十一日の御所市で行われた御所・田原本環境衛生事務組合の協議会に出席しておられた方々は、市長、皆さん御存じです。これはごまかせません。

そして「今後、五條市に不利益なことが起こった場合、二市一町の環境衛生事務組合から脱退することができるのですか。」と、これまで私は何度も市長に質問してまいりました。

市長は、「当然、それはあり得るといふことです。それはもう当然の話です。」これは、昨年の九月議会でも言われております。

そして、この三月議会では、「二市一町の環境衛生事務組合のいろんな協議の中で、五條市の不利益となる場合は、五條市の三人の議員が反対すれば脱退することもできる。」と答弁されています。

しかしながら、御所・田原本の関係者の方は、「脱退するのであれば、損害賠償を請求する。」と言われたと聞きました。

一旦加入してしまえば、やっぱり脱退なんてなかなかできることではありません。これではつきりいたしました。

それでも市長は、五條市の不利益となる場合は脱退することができる、簡単にできると、「当然それはあり得るといふことです。それ

はもう当然の話です。」と、この間言われたこの答弁についてお答えください。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

当然御所市・田原本・五條市の中で協議を進めていく、その話の中で私も脱退は五條市の意思となればそういうふうにとできると、ただし五條市から参入したいということに進んでいるのだから、それに前向きな形の中でできるような形で考えていただきたいということも付け加えさせていただきました。

いろんな形の中で今藤富議員からお話がありますけれども、これは本当に五條市の一番大事な問題であります。そういう状況の中で、後退するのではなく、今二十六年度に廃止が決定されます。それに向かってどうしていくのかという状況の中で、御所、田原本と組んでやるのが一番望ましいということ、いろんな議論がありました。臨時議会において議会の承認も得られました。そういう形の中で、後退というふうな、また違約金というふうな、同じでありますけれども、まだそんな話までいったとは言っていない。今までの藤富議員の話を聞いてみると、いろんな本題の議会とか、またいろんな形の中で決定権のあるところで話した話ではなく、ただいろんな個人的な話の中で右往左往しているのではないかなと、やはり正式な場所で決めることが決定機関でありまして、当然違約金というのはこれから事務組合が設立すればそういうことも規約の中に入るのかもわかりませんが、まだそこまで違約金がかかって、それは個人的な議員の判断で言っているのかわかりませんので、そこを私はどうこうということをお願いすることはできません。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） それでは六月四日、議員全員協議会で、地元対策費、いわゆる迷惑料の二市一町の「負担割合」の資料が明らかにされました。

それによりますと、御所市の地元対策費は、協力金として一億円、栗阪、環境対策費として四億五千万円、栗阪、小殿、朝町、その他、合計五億五千万円のうち、御所市は、九千三百万円、これは全体の一七パーセントでございます。田原本町は、二億七百万円、全体の三八パーセント、五條市は二億五千万円、全体の四五パーセントとなっております。

地元を支払う迷惑料は、御所市は一億円、田原本町は二億円、五條市は三億円とうわさされておりましたが、御所市は、約一億円、田原本町は、約二億円、五條市は二億五千万円、五條市に配慮してくれてこの金額になったそうです。それは聞かせていただきました。

地元に支払ううわさの三億円という迷惑料についてでございますが、市長は先の三月議会で、「二市一町の環境衛生事務組合が設立して、そして、議会から三名の議員が選出されて、その中でこれからの事業を全て決めていく。想定の中の三億円という話もその中できちっと整理をされていくという、そういう形に至っております。」と言っておられました。五條市は、今現在、御所・田原本環境衛生事務組合に、まだ加入していません。五月三十一日に御所に行ったら、もう既に五條市の地元対策費の負担割合は決まっています。

市長、これはどうですか。議会から三名の議員が選出されて、その中で決めていくのではなかったのでしょうか。説明願います。  
○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

正に藤富議員が言ったとおりであります。ただ五條市はここに参入するということを経済決定に至っております。そういう形の中で、御所・田原本の中ですらもうそういう形で参画するという前提のもとでこれが決められた、この金額に対しても、その他の案件で出てきまして、けれども、これから議会に諮り審議してもらおうということです。決定したことではございません。

ただ、今言ったようにこのことに関しては、議員が三名出てから進めていくんじゃないかと、そのとおりであります。ただ五條市としても議会の議決を得ているということの前提から御所・田原本の組合の中で、ごみ量でこの金額が決定しました。決定をしておりました。そこへ五條市のごみの量、これを入れて算出した金額がトータル二億五千万ということ、これからそれに対して審議をしていただくというところで、決定したことはありません。ただ御所・田原本の中で、ごみ量で決定したそのごみの金額に対して、量に対して、五條もそれに加算したと、それで出てきた金額が二億五千万ということありますので、今後審議の中でしていただくと、そういうことです。

以上であります。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 決定したのではないと、案であるということと、案であったとしても市長、議会から三名の議員が選出されて各三名ずつ議員が出て、その九名の中で決めていくと、私はそんなふうに理解してました。ですから、それは間違いですか。案だけやったらそれはいいということですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問に答えさせていただきます。

当然今言ったように事務組合が、うちが加入して選出すれば、うちの三人が参画して、その中で決定するのは当然の話だと思います。

以上です。(「七番」の声あり)

○議長(益田吉博) 七番藤富議員。

○七番(藤富美恵子) だから三人の議員が決まって九人集まって案であってもその九人で決めるのではないのですかと、質問させていただきます。

この間、三十一日に五條から三人の議員が行ったら、もう既に案でございませけれども決まっていた。その中で、賛否を採るということ、まあ結果的には持ち帰るということ、持って帰られたようだけれども、案を採るということ、進んでいたのではないのですか。ですから、案であったとしても、五條市の三人の議員も入って、九人の議員、それから各市長、町長ですか、その方が入られて決められると、私はそんなふうには理解していたのですけれども、それは間違いですか、違っていませんか。

○議長(益田吉博) 太田市長。

○市長(太田好紀) 藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

正にそのとおりでございます。当然それはそういう形の中で決定をしていくと、そしてこの間はその他の案件で出てきましたけれども、それは議決決定権ではございません。再度、この前の福塚議員のときもお話をさせていただきましたけれども、あれは御所・田原本の事務組合の規約変更案で議論をする場であって、五條市は御所市長の配慮として、これから参画をする、議会で議決をしているので、そこにも五條市が参画する中で五條市を入れる、そして議員を三名増やすということ、配慮として呼んでいただいたと、だから規約変更に関しては当然議合がうちの五條市も賛成をしていますので、当然それに対して御所・田原本が判断するということでありませう。

その他の件に關しましての、今の金額に關しては、今後その協議をしていくと、そういう形の案を示しただけであって、決定したことは一つ

もございません。以上です。(「七番」の声あり)

○議長(益田吉博) 七番藤富議員。

○七番(藤富美恵子) 先ほども申し上げましたけれども、山田議員、福塚議員は一般質問の中で、同意せずに持ち帰るように議長に言われてお

つ  
たので、五條に持ち帰ると言い、規約の変更について、採決を採る場で賛同できないということでは言われたのではないのですか。そして市長が、



議員のところに行って規約の変更にも同意してほしい、何も言わずに承認するようにと、こう言われたのですね。これは間違いありませんか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） いろいろお話をしたいのですが、御所・田原本の事務組合の規約変更案という一つの協議会の中でその会議が進められたということですよ。そしてその中に五條市が入ったというのは、御所市長の配慮で先ほども言ったように入れていただいたと、そういうことになりますので、今藤富議員が言ったように、その内容につきましては、その中の決定することと、そしてその他の分は少し違うと思います。それだけは御理解をいただきたいと思います。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 全く理解できません。

規約の変更の中には、「組合市町の負担金の額は別表に定める負担割合により算出するものとする。」というふうにうたわれております。

そしてその場でお二人の議員から聞いておりますのは、全協でも言われておりました。賛否を採るということ、その会議の中で進んでいたのですよ。それでもまだ市長はそんなこと言われるのですか。そんな、御所の同意でちよつと顔合わせに行つて、それは結果的に顔合わせになっただけでね、ここにこれ「規約変更案に関する協議会」ということで、御所も田原本もそれから五條市も全て皆さん、十九人ですか、合計、出られておりますけれども、ちゃんとしたこれは協議会の予定だったんじゃないのですか。それが、市長はこの規約の変更に関しては何の協議もしていないし、責任のある立場ということで、持つて帰ると、こんなふうに言われたのではないのですか。

なんか、五條が御所市の配慮で座りに行っただけに聞こえるのですけれども、違いますよね。決を採るということで、市長も賛成してくれて、議員に言われたのじゃないのですか。全く違いますやんか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問に答えさせていただきます。

賛否を採るということで、賛否は採っておりません。（「結果的に」の声あり）結果的にということですが、議長がそういう形では進めておりません。ただ再度申し上げますけれども、これは御所・田原本事務組合の規約変更の案ということで、その協議会が開催されたということです。したがって、その規約変更は五條市を、御所・田原本・五條市を入れる。そして三名の議員を入れる。そういうことの議論でありましたので、当然それに対して五條の議会が賛成で議決を通過しておりますので、当然その中で通ったということでありました。

その後、うちも参画はしておりましたけれども、その後に対して山田澄雄議員、そして福塚議員、最後には田原議員からもまたお話もありませんでした。そんな形で進みましたけれども、そのときに余りにも五條市の中のことに対して、不平不満の話が出ました。だからそういう形の中で、私はお話をしただけであって、別にそれをどうこうという意味じゃなく、その中で賛同していただきたいというお話はさせていたいただきましたけれども、議決決定権ではないということで、五條市は参画をする状況の中ではなかったという。ただ御所市長の配慮の中で決めていたと、そして今藤富議員が言ったように、議長の方から持ち帰っていただきたいということは、当然金額的なものに関してでは当然持ち帰るということになっておりましたので、その他の案件ですか。その会議の案件の中の分ではないと、その一つは基本的に規約変更案と、これに関しての協議であって、その他の件は持ち帰ってということで、これは議長が言うたとおり持ち帰って審議をするということになっておるので、それはそのとおりだと思います。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）今ここで二人がやり取りをしていますが、結果は出ません。食い違うばかりでございます。

全協で聞いた話と全く違い、結果的に採決は採らなかつたと、ですけども、市長と私の話は平行線でございますので、次の質問に移りたいと思いますけれども、いずれにいたしましてもいろいろ決まっているわけです。決められているわけでございます。

福塚議員が先日的一般質問で「議会も通っていない内容を市長が了承することもあり、職員から「それは議事に諮らない」とたしなめられたことがあった。」と言われておりましたが、正にこのことについても、市長が先に御所・田原本と話をされたのかどうかわかりませんが、案としてあがっているわけですから、市長が認められたと、そういうことではないのでしょうか。

また、吉田議員が、環境対策費として四億五千万円、栗阪、小殿、朝町、その他となっているが、「その他とは何か。」との質問に、部長は、「健康増進施設の建設費に回る。これはもう決まっている。」と答弁しておりましたが、市長、健康増進施設の建設、これはもう決まっているんですね。いつ、どこで、誰が決められたのかお尋ねいたします。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問に答えさせていただきます。

まず、健康増進センターという話は当然過去の経緯からあったようです。もともとうちが参画する前に御所・田原本の中で地元対策費、そして地元に対して何か還元をするという形の中でパークゴルフ場とか、また健康増進施設とか、またお風呂とか、いろんなそういう案が出て

いたのも事実であります。そんな状況の中で、最終的には栗阪地区の方からは健康増進施設がいいというような話をしているという話は当然聞いておりますけれども、それが全て決定ということではございません。今後の進めていく中において、決めていく、ただこれは事務組合がそれを経営するのか、事務組合がするのか、それとも地区に対して御所市がするのか、そういういろんな協議を進める中で今後どうしていくのかということも、県との地元対策として考えていくようになっております。

したがって、まだそこまでの中には至っておりませんが、栗阪地区からはそういうお話が出ているのも事実であります。以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）そしたら健康増進施設の建設というのは、まだ決まっていなくて、そして内容についてもこれから決めていくということ、よろしいですか、市長。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問にお答えさせていただきます。

栗阪地区においては、そういう形をしてほしいということではっきり出ております。でも、小殿、朝町、そこの三地区に対しての皆さんの合意形成が必要でありますので、当然それに対しての皆さんの調整を図りながら、その地区にどうしたらいいのかということ、これから決めてやっていかなければならない、そういうように考えております。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）はい。栗阪地区の要望だということでございますけれども、六月四日に勉強会が開かれました。そのときに健康増進施設等の建設、もろもろ案が出ておりましたが、そういうこともやはり説明していただかないとわかりません。これらに関しての説明はいつものことでございますけれども、一切ございませんでした。六月八日の吉田議員の一般質問の中で初めて知ったわけでございますけれども。

いろいろこの健康増進施設の建設、負担金、ごみの分別等という市長は議会の同意、承認も得ずに市長が単独で勝手に決めてこられたと、ですから幾ら市長がいろいろ先ほどから言われておりますけれども、何をどのように言われても、このように既にいろいろ決まっているわけでございます。市長がうそをついているとはつきりしたわけでございます。

そしてまた、御所市への地元対策費四億五千万円のうち、五條市は二億五千万円、率にして全体の四五パーセント、御所市の地元にいわず迷惑料として支払うわけです。

市長はみどり園の地元の三地区に五回行かれたと聞きました。みどり園の炉は、昨年四億三千万円を掛けて修理を終えたばかりで、今後十五年は使えるということでございます。

五條市とみどり園の地元三地区と交わした協定書には、「操業年限は基本的に二十年（但し、施設良好な場合は五年延長する。）」と明確に書かれており、私の解釈は、操業後二十年たった平成二十六年の時点で、施設が良好であれば自動的に五年延長していただけたらというのが私の解釈でございます。つまり、平成二十六年の時点で、設備が良好であれば三十一年まで使わせていただけると解釈しています。

今、いわゆる迷惑料として、五條市のみどり園の地元三地区に、年間五百二十五万円支払われているわけでございますけれども、御所市に支払う地元対策費二億五千万円は、現在、五條市のみどり園の地元三地区に支払われている地元対策費の約五十年分にあたります。

御所に二億五千万円も地元対策費として支払うのであれば、昨年四億三千万円も掛けてみどり園の炉の修理を終えたばかりで、今後十五年は使えるということでございますので、まだまだ使えるのに非常にもったいない。これは市民の皆様もそのようなことをよく言っておられますので、私もよく耳にしております。

例えばでございますが、五百二十五万円に幾らか上乘せをするというか、またほかの方法もいろいろと思えますけれども、これまでもそのような話を持ってみどり園の地元三地区に市長、お願いに行かれたことはありますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問に答えを申し上げたいと思います。

まず、過去にもいろいろと藤富議員には議員の皆さんにもこの話をしておりますけれども、二十年という操業期間、そして延長が五年ということの、藤富議員からの解釈を聞きました。それは勝手な個人的な解釈であって、私も議員当時はそのように思っております。これは事実であります。約四億三千万円を掛けて、これだけの修理をしたので延長してもらっても当たり前じゃないかなという思いを確かに私もしております。しかしながら、市長にならせていただいて三地区にまいらせていただきました。そのときの内容というのは、もう皆さんにも過去からお話を何回もしておりますけれども、この炉を修理しなかったらその時点で操業は停止しているということが、地元の皆さんの意向です。そして二十年という約束であって、五年延長というのは、当然炉を直したのは二十五年、当然いっても二十六年か三十一年までいけるという、それはそのとおりの話ですけども、ただ地元の皆さんの解釈は違います。二十年たって五年延長するのは、次の候補地、次の候補地が決まっていて、そして工事が遅れる、また何らかで遅れた場合は、延長はしてもよろしいという意味でありまして、全く炉を直したから延長してありきやということではないということがわかりました。

そして五回しか行ってない、いろいろなことを言われておりますけれども、行ける状態でなかったのも事実です。何回行っても無理だと、藤富議員にも「そしたら一緒に行きましょうよ。」と言わせてもらったら、「行っても一緒やんか。」と藤富議員も言ってくれたと思うのですけれども、「言っていないせん。」の声あり）言ってくれましたけれども、「言っていないせん。」の声あり）そんな形の中で、何回も議員さんに行っていたきたい、藤富さんにもそう言いましたけれども、言っても無理やろという解釈の話をしておりますけれども、「言っていないせん。」の声あり）現実的にそういう話の中で、地元の皆さんの意向がそういうことであつたということは、私はその約束を守っていかなくてはならない、そういうことの中で、確かに市長にならせていただいてからその約束を守るといふこと、そして延長的にもそういう考え方なので、どうかその約束を守るとすれば、どうするのがいいのかということ御所・田原本とそれが一番最短で約束を守れるということの思いで進めてまいらせていただいたということです。

以上です。「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） まず行っても無理ということは、言っておりませんので、はっきり申し上げておきます。

それから今の私の質問は、これまで例えば五百二十五万円に幾らか上乗せをするとか、またほかの方法いろいろあると思いますけれども、そのような話を持ってみどり園の地元三地区に、市長お願いに行かれたことはありますかというのが、私の質問でございます。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問に答えさせていただきます。

五百二十五万円に上乗せというような話は一切していません。それ以前の話で、一切約束を遵守してほしいと、それが向こうの意向でありました。

以上です。「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 五月二十八日、五條市を守る会が、「ごみ焼却施設みどり園の移転を見直す要望書」を、市長、議長に再度提出されました。約七千名の署名が集まっており、署名活動は今も続いているようでございます。

市長、ごみ焼却施設みどり園の移転を見直してほしいという、約七千名の市民の皆さんの声、どうされるのですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、見直す、見直さないというよりも約七千名の署名があるということに対しては、謙虚に受け止めたと思っています。

その中で、まず市民の皆さんに御理解の得られるようにこれからも、今までもやっておりますが、今後も努力して理解をしていただく、そして今の現状を皆さんに知っていただいて、そしてその中で御理解をいただけるように今後も努力してまいりたい、そういうように考えております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） その七千人の皆さん、もうちよつと増えているかもわかりませんが、理解をしていただくための市長の努力でございませうけれども、これも前から私言わせていただいておりますけれども、やっぱり五條市の各地区を回り、ごみ焼却施設というのは、市民の生活に直結した大切な問題でございませうから、やはりこれは説明して、正確な資料を持って説明して回って理解を得ると、そういう方法をとられるのが一番いいんじゃないかと思っておりますが、市長いかがですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問に答えさせていただきます。

今言われたように七千人という人たちに對しては謙虚に受け止めて今後もその対応をしてまいりたい。

過去にもこの代表の方にも、どうかこういふことの誤解を招いていると、だから一遍こういふ場を作っていただきたくていふお話もさせていただきますました。しかしながらそれには至っておりません。その後も五月の広報においてもこのことを書かせていただきました。そのときに、もっと市に對しているんな形の中で、このことに対していろいろな意見が出るのじゃないかなと思っておりますけれども、ほとんどそういうこともなかったと、三件くらいと私は聞いておりますけれども、その後があつたのかわかりませんが、三件くらいであつたということでもありますけれども、それは理解していただいているのか、それとも関心がないのかわかりませんが、今藤富議員が言つたように、今後その地区というよりも、まずこの間も新しく自治連合会の会長さんが決まりました。そのときにも今後この問題を皆さんに御理解していただくためにもそういう形の中で回らせていただきたいということもお話をさせていただきました。今後そういう形の中で、全てを回るといふのは当然時間が掛かると思いますが、できる限り皆さんに御理解をしていただくように説明責任を果たしていきたい

い、そういうように考えております。

以上です。(「七番」の声あり)

○議長(益田吉博) 七番藤富美恵子議員。

○七番(藤富美恵子) 自治会等を回るといことで、……要望があれば、要望がなくても回らなくてははいけません、これは。これは回らなくてははいけません。それから、そんな要望があればって、要望があるうがなかるうが大切な問題でございませうから、一番大切な問題じゃないのですか。建て替えをすとかいう市民の生活に密着した施設の中で、そりやあし尿処理施設も大切でしょうよ。新消防庁舎もそら大切だと思いますけれども、だけれども、このごみ焼却施設につきましては、五條市民の皆さん方かなりの多くの方が直接持ち込んだりいろいろしているわけですね。それが遠くに行くということになれば、大変不便になるわけでございます。ところが、市からちゃんとした説明がないからいるんなうわさが飛び回っていて、一体どうなっているんやると、何が本当で何がうそかわらないと、うわさばかりが先行しているわけでございます。ですから、ごみの分別に関しても、ごみ問題に関わるあらゆる問題点を市長は要望があったら行くというのではなく、地区を市長が決めて、この日はこの地区というふうにやっぱり回られるべきであると思っております。

ここにお手紙をいただきましたが、要するに地元の方でも別に反対しておられない方がおられるそうですね。そしてこの話は知らないのと、よく知らないのと、ですからみんながみんな地元の方、反対しているわけではないと、私は前から話には聞いておりました。直接聞かせていただいていたわけではないのですけれども、この手紙にはそのようなことが書かれています。

そして市長は、市政の報告で『行政経営の実施に当たっては、市民が積極的に市政運営に参加し、地域の課題を市民と行政が共に担い合う、「市民本位」「市民参加」「市民対話」によるまちづくりの視点に立った組織づくりが必要であります。』と、このように市政の報告で言われました。

しかし、それは言葉だけで、実際は市長の自分の目線で自分本位の市政運営をされているように私には思われます。

今現在、太田市政に市民は不在でございませう、市長。あなたが常々言っておられる市民の目線での市政運営をするという言葉が本当であるのなら、五條市は御所・田原本環境衛生事務組合に加入することは決まりましたが、まだ加入してはおりませう。

五條市の将来に大きな禍根を残さないためにも、違約金が発生していない現時点でみどり園の移転を見直すべきであると強く、強く申し上げ、次の質問に移ります。

次の質問に移らせていただきます。

市長の政治姿勢についてでございます。

政治倫理条例についてお尋ねいたします。政治倫理条例の制定については、奈良県十二市のうち桜井市と五條市だけがまだ制定されておらず、現在議会改革特別委員会で制定に向け取り組んでいる最中でございます。

私は、五條市の政治倫理条例は、議員だけではなく、市長、副市長、教育長をも対象とした政治倫理条例であるべきだと考えています。

政治倫理条例については、先の十二月議会でも、市長は、「五條市においても条例制定の必要性は十分認識している。条例の制定に向けて対処していきたい。」というふうに答弁されておりました。

それから六箇月たちましたが、市長の考えは変わっておられませんか。お尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

政治倫理条例は、主に地方議会議員や市長の、資産公開、職務関連犯罪での逮捕、起訴による説明責任、また有罪判決を受けた場合の問責制度などを規定する条例であります。

五條市におきましては、既に政治倫理の確立のための五條市長の資産等の公開に関する条例、いわゆる資産公開条例を制定し、平成七年十二月から施行しており、市長の資産は、毎年一回広報五條で市民の皆様を始め、多く知らせているところであります。

地域主権改革は、地方自治体に、自主的かつ総合的に自ら判断することを求めており、その役割はますます重要なものとなっております。

市政は、市民の信託に基づくものであり、その受託者は市民全体の奉仕者として市民の信頼を確保し、民主的な市政の発展に寄与することが重要であります。

とりわけ、自治体の首長には、高い倫理観を要求されることは、当然のことと考えております。

また、副市長、教育長は地方自治体において、市長と並んで、いわゆる三役と呼ばれており、職務を推進していくためには、市民から信頼を得ることが必要であります。

御指摘の政治倫理条例は、こうした政治倫理を法により規範化し、運用対象者の政治的、道義的責任を間接的に強制する狙いを持ったものであることから、本市におきましても、当該条例制定の必要性は十分認識しており、検討する際には、副市長、教育長を運用対象者とすることも含めておく必要があると考えております。

県内各市におきましても、既に十団体において条例の制定がなされており、こうした運用対象者を始め、内容等につきましては、各自治体



がそれぞれの実情に応じて判断されているところであります。

自治体が政治倫理条例を制定し、実効性のあるものにするためには議員各位の御理解が不可欠であります。

本市においても、実情に応じて運用対象者、政治倫理基準、市民の責務等、地方自治法などの関係法令との整合性を含め、内容を十分精査、検討しながら、市民の厳粛な負託に応えられるよう、議員の皆様とともに、条例の制定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）それでは、私も一つの例として、天理市の政治倫理条例の目的を紹介させていただきますと、「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は、特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与すること。」となっております。

また、政治倫理条例には、市の工事等に関する遵守事項が定められております。

具体的に申し上げますと、香芝市は、「市長等又は議員の配偶者並びに一親等、市長等又は議員が役員をしている企業、市長等又は議員が実質的に経営に携わっている企業は、第二条第一項第三号に規定する工事等の直接契約については辞退しなければならない。」と定められております。

また、八代市は、「議員及び市長等の配偶者、三親等以内の親族及び住民登録上の同居者は、市民に対し疑惑の念を生じさせないよう市工事等の請負契約、下請負を含む、委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努めなければならない。」と定められております。

五條市で、このような政治倫理条例が議会で議決されれば、市長が実質的オーナーである市長の会社は、市の工事等は、辞退に努める、若しくは、辞退しなければならないこととなりますが、ま、もう既に、五條市の工事に関しては、市長、辞退されているんですね。

しかしながら、県からの工事は、市長、受注されていますか。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）ただいまの藤富議員からの質問ですけれども、五條市議会会議規則第六十二条で規定されています市の一般事務の範囲を越えていると思います。したがって議長において質問を整理していただきたいと思っております。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 答えを拒否するということですか。簡単な質問ですよ。

五條市の工事に関しては市長辞退されているのですかと、しかしながら県からの工事は市長受注されているのですかと、これは政治倫理条例を制定するに当たり、関係してくることでございますので、関連として質問させていただいておるわけでございます。

実質的なオーナーは市長であると皆さん言っておられます。ですから、今年の台風十二号ですね。台風十二号関連の土木工事も県から受注されたそのことに対しても市民の皆さんはいろいろ思われるわけでございます。

違う話ではございません、関連した話でございます。

市長が実質的オーナーであると言われていた会社は土木業か土建業か私にはわかりませんが、「えらいこのごろ仕事多いなあ。」と言っているのをよく耳にいたします。市民から見れば、市の工事を辞退しても、県の仕事をしていることについては、いかななものかと、そう思われるようでございます。

県の土木工事に入札するということについて、市民の皆さんいろいろ言っておられるわけですが、市長、説明をお願いできませんか。拒否されますか。

○議長（益田吉博） 藤富議員、拒否するとかせんとかよりも、市長自身の会社のことは市の一般事務と関係ないと思いますので、控えていただきますと思います。「はい。」の声あり）特にまた、県工事に関しては市と関係ございませんので、よろしくお願いいたします。

〔七番〕の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 政治倫理条例に関係してまいることでございますので、市民の皆さんの声がそのように大きかったものですから、議員として市長に質問させていただきました。

いづれにいたしましても、五條市において政治倫理条例が制定されれば、市議会議員はもちろんのこと、市長、副市長、教育長も対象者となりますので質問いたしました。

次に、斎場の指定管理者制度の導入について質問させていただきます。市長は、この六月議会に斎場の指定管理者制度の導入を提案されました。斎場の指定管理者制度の導入については、平成二十一年九月議会に吉野前市長が提案されましたが、そのとき議員であった太田さんは、斎場の指定管理者制度の導入に反対されました。

議員のときに反対していたのに、市長になって、なぜ斎場の指定管理者制度の導入を提案してこられたのか。その理由をお尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問に答えさせていただきます。

過去にそういうことがあったのは事実であります。そのときに判断したのは不適合と、内容がおかしかったと、そういうことで判断したということでもあります。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 内容がおかしかったということで反対をされたと、議員のときと市長になってからでは考え方が変わったというわけですね。はい、わかりました。ないとということで、わかりました。

それでは次の質問に移ります。

使用済み核燃料中間貯蔵施設の県内設置の検討について、質問いたします。

過日、荒井奈良県知事は、使用済み核燃料中間貯蔵施設の県内設置について検討すると発表されました。

生駒市の山下市長は、その翌日すぐさま「県内設置に反対する緊急声明」を提出されています。

私も、東北のがれきの処理の受入れに消極的であった荒井知事が、使用済み核燃料中間貯蔵施設の県内設置の検討をするという発表を聞き、大変驚きました。

今回の荒井知事が発表された、使用済み核燃料中間貯蔵施設の県内設置の検討について、市長はどのように思っておられるのか。お尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問にお答え申し上げます。

本年四月に荒井奈良県知事から福井県おおい町の関西電力大飯原子力発電所三、四号機の再稼働に絡み、西川福井県知事が提案した使用済み核燃料の中間貯蔵施設の電力消費地への設置について「電力消費地であれば前向きに検討しなければならぬ。」と発言したことは、承知しております。

使用済み核燃料は、原子炉で燃やされた後の燃料棒であり、ウラン、プルトニウム及び俗に「死の灰」と呼ばれている高レベル放射性廃

棄物であり、大量の放射性物質が含まれております。

現段階においては、使用済み核燃料中間貯蔵施設が地震等による災害に対しての安全性の確保などが十分認識されていない中では慎重な対応を行い、市民の安全、安心の生活を守る市政を運営してまいりたいと思っております。

また、中間貯蔵施設の建設は、政府において慎重に検討されるべき問題であり、中長期的には節電の徹底や再生可能エネルギーの飛躍的拡大により、原発から脱却し、中間貯蔵施設を不要とすることが大切であると考えています。

以上であります。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）奈良県の荒井知事に対する五條市長の太田さんの思いでございしますが、昨年の七月三十日に、…今市長の答弁を聞かせていただいて、私は大変…大変でもないかな、まあちよっと安心したわけでございますが、奈良県の荒井知事に対する五條市長の太田さんの思いは、昨年の七月三十日に市民会館で行われた、太田さんの市政報告会での発言から伺い知ることができているのではないかと思うのですが、具体的に申し上げますと、その日、市政報告会に参加されておられた方が、関西広域連合に対する市長の考え方を質問されました。市長の答えは、「私は、関西広域連合に入ったらいという思いは一〇〇パーセントある。ただし、私の五條市長の立場から言えば、私は奈良県の奈良県知事に付いて行くしかない。もう今、良いことでも悪いことでも、右向けと言えれば右向いて行くしかない。なぜかという点、五條市を支えていくのは奈良県なんです。奈良県の力を借りない限り五條市の発展はないと思っている。関西広域連合に入ったからといって五條を助けてはくれない。助けてくれるのは奈良県である。だから知事に付いて行きたい。どっちにしろ、良い悪いは別に、私は奈良県の五條市の市長である限り、奈良県知事に付いて行くしかない。先で方向が間違っていたとしても、五條市は奈良県の力を借りない限りやっていけないというのが私の思いです。私としては知事に付いて行くしかない。そういう中で、五條市をいい方向に持って行くしかないと考えています。」と答えておられました。その当時市長は、良い悪いは別に、何が何でも知事に付いて行くという考え方のようでしたが、今聞かせていただきましたら、慎重に対応するというところでございしますので、ちよっと安心していただくわけでございますけれども、市長、今回の使用済み核燃料中間貯蔵施設の県内設置の検討については、五條市民の生命や健康に係りして大きな問題であります。

「使用済み燃料は膨大な放射能の塊で、人間が近づけば即死してしまうような、非常に強力な放射線と高い熱を出し続けます」と、N P O 法人原子力資料情報室のホームページに紹介されています。

五條市民の生命や健康、安全を守る立場にある太田市長は、当然のことながら、荒井知事が表明した使用済み核燃料中間貯蔵施設の県内

設置の検討には、五條市長として断固反対すべきであると思いますが、市長、いかがですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問に答えさせていただきます。

断固反対というよりも、安全性を国がちゃんと明示をすれば何らかの形がまた変わっていくのではないかなと私は思っています。

奈良県知事がそれをオーケーと出しても、それは全ての自治体が判断しなくてはならない、自治体が判断するということは市民に了解を得なければならぬ。こういうことになっておりますので、私の立場としては当然市民の生命財産を守る代表でありますから、当然その辺は市民の意見を尊重しながらこれからも進めてまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 使用済み核燃料と申しましたら、今説明させていただきましたとおり、これは大変恐いもので、原発のように安全性を認してうんぬんと今大変問題になっておりますけれども、原発に匹敵する恐いものでございますので、五條市長として五條市民の生命や健康、安全をしっかりと考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

最後に、官製談合についてお尋ねいたします。「またもや官製談合か」という、この文書が私の家にも郵送されてまいりました。内容は、二見に計画している新し尿処理施設の建設工事が、三社で談合が行われ、大手水処理メーカーのataka大機に決定しているというものでございます。

そしてこの原因を作っているのが総合評価落札方式で、意中のメーカーに落札させるシステムであると。そして、「もし事実でないなら、「一般競争入札」にして、より多くのメーカーを参加させ、落札業者を決定すべきである。下水道放流なんて、どの業者でもできる簡単な仕事である。」と、要約すれば、このように書かれています。

市長、ちよつと先の話でございませけれども、新し尿処理施設の建設工事は、このような官製談合情報も送られてきております。総合評価落札方式にするのか、一般競争入札にするのか、どちらでございませるか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問にお答え申し上げます。

現在、新し尿処理施設工事につきましては、一般競争入札の公告に向けて入札に必要な書類等の準備をしている段階であります。

また入札方法につきましては、一般競争入札であります。環境省から示されている廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きに基づき、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式を予定しています。

その審査につきましては、適正に実施するため、(仮称)五條市新し尿処理施設建設工事総合評価選定委員会を設置して審査を行ってまいりたいと考えております。

当委員会につきましては、県の指導の下、大学の教授等の学識経験者複数名を選定していく予定であります。

また、総合評価の結果につきましては、閲覧等により公表します。

今後、平成二十六年年度末の完成を目指し、鋭意事業を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。(「七番」の声あり)

○議長(益田吉博) 七番藤富議員。

○七番(藤富美恵子) そしてこの私に送られてまいりましたこの書面には、「このことは議員一人の力では不可能である。必ず首長若しくはその側近が絡んでいなくてはならない」と書かれておりますが、市長、このことについてもお答えください。

○議長(益田吉博) 太田市長。

○市長(太田好紀) 藤富議員の質問にお答えさせていただきますけれども、絡んでいないか、絡んでいないかということですか。この答えだけでよろしいですか。(「この文面についてお答えください。」の声あり)

一切、そういうことはありません。

以上です。(「七番」の声あり)

○議長(益田吉博) 七番藤富美恵子議員。

○七番(藤富美恵子) そして市に送られてきた投書の内容でございますけれども、詳しく調べましたか。

○議長(益田吉博) 太田市長。

○市長(太田好紀) 藤富議員の質問にお答え申し上げます。

担当課にどういう状況かということをして、精査をしていただいております。

○議長(益田吉博) 担当課答えられますか。辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

送られてきました書面につきましては、最終的に決定を判断する選定委員が発注の支援を行うコンサルの考えに基づいて決めることがそういうふうな流れになるのではないかとというような話もございました。そんな中で、先ほど市長が申しましたように、県の指導の下に学識経験者を紹介していただきまして、市の担当の方でその人選を行っているところでございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）藤富議員。

○七番（藤富美恵子）答えになっておりませんが、これは市長あなたが疑われているわけでございます。

そして総合評価落札方式というのは、意中のメーカーに落札させるシステムであると、余り詳しくいろいろ私もそういうことはわかりませんけれども、総合評価落札方式と一般競争入札くらいはわかります。

市営住宅の、先ほど一番最初に私、市営住宅の……議長、ちょっと注意していただけませんか。聞こえませんが。

○議長（益田吉博）傍聴者は静かにお願いします。

○七番（藤富美恵子）余りやかましく言われるようだったら、退席を命じてください。

市営住宅の質問をいたしました。市営住宅の投書には、すばやく対応し、早々に通告書まで出しているのに、これらの談合疑惑については、市長、あなたが疑われているわけですから、やはり詳しく早急に調べて、いろいろ対応をされるべきだと思いますけれども、このことについてお尋ねします。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問にお答え申し上げます。

まず、総合評価落札方式が悪いのか、いいのかわからないままで判断をしていたら大変困ると思います。まして入札もしておりません。その中で談合があるということが、もしあればいつでも言うてください。すぐ警察に言わせていただきます。（笑声）そういうまだする以前の話の中で、そういうあったというのは、そりゃあ投書があったのは事実でありますけれども、それが適切であるということもこちらで判断しております。まだそこまで至っておらないのが、今の現状でありますので、それがいいのか悪いのかというのは当然こちらでも精査しておりますし、もしそういう不正があるならばすぐに警察に届けさせていたいただきたいと思っております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）不正があるとかないとかというのを論じているわけではございません。

世間一般では総合評価落札方式はその意中のメーカーに落札させるシステムであるということは、明白でございます。それをやるかどうかは別でございますけれども、そういうこともできるといってそういう方式であると聞いております。

私が、なぜこのような質問をしたかと言いますと、以前より、ほかに、例えばですね、五條小学校の屋内運動場、そして新消防庁舎、新し尿処理施設、今問題となっている新ごみ処理施設の建設等々、談合、談合、談合と、談合という言葉を変よく耳にいたします。一体、どうなっているんでしょうか。

総合評価落札方式にするから、市長、疑惑を持たれるわけでございます。あなたが疑われるわけでございます。

五條小学校の屋内運動場も総合評価落札方式でした。新消防庁舎の建設は総合評価落札方式で行うと、市長はこの六月議会の市政の報告で言われました。疑惑を持たれないように、新消防庁舎の建設も含め、新し尿処理施設の建設はもちろん、今後行う工事は全て、市長、一般競争入札にされたらいかがですか。

なぜこの一般競争入札にされないのか、一般競争入札にしない、その理由をお尋ねいたします。

○議長（益田吉博）丸谷副市長。

○副市長（丸谷昭典）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

金曜日の吉田議員から質問の際にも総合評価方式、特に消防庁舎についてはなぜかという御質問がございましたので、そのときに答えさせていただいた内容と同じになるかもわかりませんが、従来の価格だけではなくて価格と品質、そういうものを総合的に優れた技術的能力を有する者が施工することが工事の品質を確保するという意味でも非常にメリットがあると、消防庁舎の場合でしたら建築建て屋の将来の維持管理が軽減図れるような提案でありますとか、工事が通学路に面しておりますので、その安全管理に対する工夫でございますとか、住宅地の中に建てますので、環境負荷、騒音対策をどのように提言させるかといったようなことの技術提案をしていただきまして、それらと入札価格によって判断するというところで、総合評価落札方式が適切であるということ、採用をさせていただきますし、五條市請負工事業者選定審査会の要綱にもその旨、定めてございまして、それに基づいてさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富議員。



○七番（藤富美恵子）審査会の委員でございますけれども、審査会の委員、これは誰が指名されるわけですか。副市長。

○議長（益田吉博） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

五條市総合評価落札方式（簡易型）実施要領に基づきまして、その第三条第四項におきまして、委員について市長公室長、総務部長、都市整備部長、事業担当部長、監理課長、そして事業担当の課長をもって充てると、あとは審査の委員長は副市長をもって充てると、第三条の三項となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博） 藤富議員、一般質問の持ち時間はあと十分です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 審査会の委員ですが、今説明していただきましたように、市の職員の方が当たられるということでございますので、このようなそういう規約でございますか、そういうのは市で作るのでどうにでも人選はできるわけでございます。

私は疑惑を持たれないように、より公正、公平、透明性の高い一般競争入札にされるのが何につけ良いと思いますので、それを申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博） 以上で七番藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄質問席へ〕

○十四番（大谷龍雄） それでは議長の許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきますと思います。

まず最初、責任を果たせるごみ処理事業を目指した御所・田原本環境衛生事務組合への加入についてでございます。

質問を進めさせていただくに当たりまして、再度困難で複雑なごみ処理事業にみどり園周辺の地区の皆さん方の誠意ある御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

まず加入の妥当性でございますけれども、御存じのように昨年十月三十一日の五條市臨時会におきまして、御所・田原本環境衛生事務組合に加入することが多数の市会議員の賛成で可決され、議会として決定しております。

そして今年の五月三十一日に開かれた御所・田原本環境衛生事務組合規約変更案の協議に関する協議会で、五條市の加入を明記した組合規約案を承認されましたので、この組合規約案を今度は五條市の本議会に上程され、採決される予定になっているのが、この間の主な経過ではないかと思えます。

こんなことを申し上げますと、議員の皆さんや理事者の皆さん方に、言わなくてもわかっているというお叱りを受けるかわかりませんが、れども、再度この時点で五條市の立場として市民の皆さん方に責任を果たせるごみの収集、処分をしていく上において、やはり重要な観点と申しますか、重要な条件を私なりに明らかにさせていただきたいと思えます。

まずその一つは、御存じのようにごみの収集と処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第四条におきまして、ごみの収集処理は五條市・奈良県・国の責任となっておるわけでありまして、市民から出されるごみの収集と処理を一日たりともストップできない責任が五條市にあるということでもあります。ごみの収集を一日休みますと、市内のあちこちでごみの姿が目にあたるようになると思えます。二日休みますとぼつぼつごみが積まれていくのではないかと思えます。三日休みますと、ごみの山が五條市内のあちこちで見受けられると、こういうふうになっていくわけですからね。一日たりともストップしない、そういう責任を果たさなければならぬということでもあります。

もう一つ重要な観点、条件ということになりますと、やはり先ほども申し上げましたように、この困難な、重要なごみ処理に関しまして、みどり園の建設に同意し、御協力いただいたみどり園周辺の皆さん方と交わされた協定書の期限をやはり五條市側から守るということですね。この協定書の解釈にはいろいろあると思えますけれども、皆さん方の解釈で一致しているのは基本期限の二十年については、もうみどり園周辺地区の皆さん方も市役所側も関係者も一致していると思えます。しかし、そのただし書きで書かれました、施設機能が良好な場合五年延長するということにつきましては、私も最初の解釈と現在の解釈は違っておりますし、いろいろありますけれども、しかしこれはあ

くまでもただし書きとして書かれている以上、みどり園協力地区の皆さん方の同意がなければ効力を発揮できないという、これはもう始めからそういうふうな解釈しなければならなかったのではなかったのでしょうか。

この内容が現在においてはみどり園周辺の皆さん方の御意見として、次の施設が建設される見通しのある場合において五年延長するということであるという解釈でありますけれども、やはりみどり園周辺の皆さん方がそういう解釈をされるのであるならば、我々行政側もそれに合わせた解釈をさせていただかなければ、基本的にはみどり園周辺地区の皆さん方の同意をいただかなければ、このただし書きは有効に機能できないということでありますので、この辺の解釈が大変重要ではないかなというふうに思う次第であります。

もう一つ重要な観点、条件といいますと、それはいわゆるごみ処理場建設に当たりましては、やはり建設費用をできるだけ安く抑える、経費が掛からないようにしていくということは、今五條市の財政状況から言いますと、大変重要な観点、条件ではないかと思えます。

今回の御所・田原本の環境衛生事務組合に加入することが決まっておりますけれども、その御所の皆さん方も、田原本の皆さん方も財政状況は数字的には多少差はあっても、やはり将来的に財政は厳しいというこの共通性は五條も御所も田原本も一致しているのではないかなと思います。だからこそやはりこういったばく大な経費を必要とするごみ焼却場建設に当たりましては、お互いに協力し合い、助け合うということ、今五條の立場から言いますが、全国の自治体の立場から言いますが、それが求められるのではないかなというふうに思います。

この点で、私の調査範囲内で一つの具体的な例を申し上げますと、例えば現在のみどり園は本体建物の建設費用は約六十七億円掛かっております。その周辺の施設整備等々も含めると、七十億円か七十億円ちょっと超えると言われておりますけれども、これといわゆる大体同じものを五條市だけ、単独で今建設しようと思えますと国の補助率は七十億円の総額から一〇パーセントを引いた約六十三億円の半分、五〇パーセントになります。これで計算しますと六十三億円の五〇パーセントは大体三十一億円ですね。だから国の補助率は五〇パーセントで三十一億円補助してくれますから、残りの七十億円から三十一億円を引きますと大体三十九億円になりますから、大体この辺が五條市の負担になります。単独でやった場合ね。今度の御所・田原本と一緒にしようとしている処理場の建設についてはまだ具体的な金額は出されておられませんので、これは私個人の解釈で申し上げますと、処理場の大きさはもちろん五條市単独よりも三つの自治体でやる方が大きなものが求められるというの間違いないわけでありますから、大体三自治体建設する建設費用を九十億円と仮定しますと、この場合の国の補助率は大体七〇パーセント補助になります。これは市長始め理事者の皆さん方が早くから言われておりましたけれども、そして対象となる建設費用は九十億円のうちの九五パーセントですから、五パーセントを引いた九五パーセントに対する七〇パーセントですから、具体的

に大体を計算しますと八十五億五千万円の七〇パーセントと、こうなりますから、国の補助金は大体五十九億五千万ということになります。さらに、九十億円からこの五十九億五千万を引きますと、大体約三十億円になりますね。五十九億五千万ですからね。まあ五千万とちよつと差はありますけれども。このいわゆる七〇パーセントの国の補助金を引いた約三十億円を更に五條・御所・田原本三つの自治体で三分できるわけですからね、三分したら一自治体十億円です。先ほど単独では三十九億円が五條市の持ち出しと言いましたけれども、三つの自治体でやったら十億円になります。これだけです、スタートの建設費だけでも安くなるわけですね。

そしてまだ決定ではありませんけれども、協力金一億二千万と環境対策費一億三千万を足しますと、足してもいわゆる十二億五千万の五條市の負担で建設がスタートできるわけであります。そして年間の維持費が仮に五億円か六億円としたとしますとですね、この維持費の五億ないし六億円は三つの自治体で三分できるわけでありますからね、建設以後の維持費もかなり安くなるというね、こういうことになります。

だから今まで具体的な数字がまだ御所・田原本環境衛生事務組合で明らかにされておりましたので資料不足もありましたけれども、始めからはっきりしておいたのは、いわゆる国の補助率は五條市単独の場合は五〇ぐらいやけれども、三つの自治体が今やれば七〇になるんだと、そして七〇の国の補助率の残りの三〇パーセントを、更に三つの自治体で分け合ったらいいんだという、これはもう始めから現在も、この率ははっきりしておいたわけですからね、具体的な数字は私もわかりませんでしたけれども、これは安くなるということで賛成させていただいたわけでありますけれどもね、これはあくまでもまだ具体的な数字が決定されておりませんので、私個人の推計でありますけれども、大体単純に計算しても建設費、維持費においてはかなり安くなるのではないかと、ただ五條市の場合は中継所を造って、その中に何人かの職員も配置せなあきませんので、これの費用はやっぱりまた加えなければならぬということになると思います。

そしてもう一つ建設に当たっての重要な観点、条件と言いますと、ごみの持込みとごみの量を減らすためのごみの分別と資源化、それに伴う中継所の設置、これが今までにない一つの大きな課題になるのではないかなというふうに思います。

そしてもう一つ重要なことは、この御所・田原本環境衛生事務組合への加入につきましては、やはり時間的には急がなければならない、その状況にありましたので、多くの市民の皆さん方には説明する時間がありませんでしたので、やはり理解をまだまだいただけない状況もありますから、遅れましたけれどもこれから市民の皆さん方の御理解をいただく啓発、啓もう活動を数多く正確にしていくという、この点が大事ではないかなと思います。

今大体五つの点において、我が五條市の立場でこれらごみ処理場建設をする上においての重要な観点、条件を私なりに明らかにしまし

たけれども、一番から三つ目の、市民に一日たりともごみの収集をストップせずというこの点と、みどり園周辺の協力、皆さん方にちゃんと期限を守るというこの点と、建設費を抑えるというこの点は、結果として御所・田原本環境衛生事務組合に加入することによって、この三つの課題は解決できるのではないかと私は思っております。それはもう皆さん方も御存じだと思います。

今御存じのように、みどり園の延長につきましては、市長選挙の争点にはいろいろありましたけれども、その中の重要な争点でもあったごみ処理場みどり園になるわけでありまして、その市長選挙の重要な争点となったみどり園問題について、新しく市長に就任した太田市長がいち早く皆さん方に挨拶と継続のお願いに行っておりますけれども、厳しいお断りをされたということでもあります。同時に去年の八月二十五日、五條市長と五條市会議長に対しましてみどり園環境保全委員会委員長の坂上勝義さんから「約束は幾ら検討しても協定書を厳守していただきたい。」と、そして四億円掛けて改修した大規模工事は、延長のための改修工事で我々は解釈できないんだということで、移転を協定書に基づいて厳守するように申出がされておりますけれども、このことは一層みどり園周辺の皆さん方の気持ちは、ほぼ間違いないのではないかとふうに解釈をしなければならぬと思います。

前市長は、市長に就任してから一度もみどり園の延長について市長自身が参加してないということが、本会議の質問で確認されたからね、それやったら最高責任者の市長が行くべきではないかということで、粘り強く追及してきましたけれどもですね、今回は新市長に就任した太田市長はいち早く行ってお願いしても大変厳しいお答えをいただき、八月二十五日には環境保全委員会の委員長坂上勝義さんから文書でもって協定書を厳守せよということを出されているわけがあります。

前吉野市長のときは、もう協定書のとおり厳守せよと言われていると聞いていましたけれども、文書が出たということは私は一度も聞いておりません。今回文書が出ておるわけでありましてからね。これはやはりいろいろまだまだ先々の協力をいただかないけませんから、みどり園協力の皆さん方にはまだまだいろいろお願いする姿勢を続けなければなりませんけれども、みどり園の延長はこの時点ではやはり期待してはいけない、また同時に五條市内での建設も吉野市長四年間のあの状況を見ますと、五條市内で同意いただいて建設するということは大変厳しい状況であったわけでありましてからね、やはり先ほど申し上げましたように、一日たりともごみの収集をストップさせない、みどり園周辺の協力地区の皆さん方に協定書を厳守するというこの点から見れば、やはり御所・田原本の環境衛生事務組合もちようどスタートはしておりましたけれども、スタート直後でありましたからね、ちようど五條市もそれやったら入ったらええという、認めていただいたということでありましたから、いろいろまだまだ市民の皆さん方には理解していただきにくい点がありますけれども、本当にごみの収集においての五條市の責任が果たせる、みどり園周辺の皆さん方に対する協定書の厳守ができる、建設費を抑えることができるというこの重要な

三つの点につきましては、私はこれで良かったのではないかというふうにございます。

この点で、理事者の皆さん方で、私が今申し上げました点と違った見解があるのであれば、一度この点で答弁いただきたいと思っております。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

基本的には私たちも同様の考えを持っております。

まず平成三年のみどり園の建設開始に当たりましては、地元の北山町・西久留野町・越替町の三自治会と五條市の間で協定書を交わしております。

この協定書の第三項によりまして、「みどり園の設置、操業年限は基本的に二十年、（但し、施設機能良好な場合、五年延長する。）とし、稼働十五年経過時点より、次の更新等につき協議するものとする。」となっております。

五條市のこの地元との協定書の解釈といたしましては、施設の機能が良好であり、なおかつ次の処理施設の設置場所、操業開始時期が決まっております、さらに地元三自治会の同意が得られた場合に限り五年の延長が可能であると理解しております。

なお、平成二十一年から二十三年に四億三千万掛けて行いました、炉の大規模改修におきましても協定書にうたわれている施設の良好な状態を保つために実施したものであります。

協定書は五條市と市民の皆様と交わした約束であり、この約束は守らなければなりません。

今後ともこの協定書を遵守すべく作業を進めてまいります。

また、建設費を始めとする諸経費の軽減につきましては、市単独で新施設を建設する場合と、御所・田原本環境衛生事務組合へ加入し、いわゆる広域化する場合の経費について比較したものを、五月の広報において市民の皆様にお知らせしたところであり、大きく分けて二つの経費がございます。

まず、一つ目は建設費でございます。五條市単独のみどり園と同等かそれ以上の新施設を建設する場合は、七十億円以上が必要になり得ることが想定され、国の補助や起債を活用したとしても、五條市の実質負担は二十六億円以上必要になることが予測されます。

また一方、みどり園と同等レベルのものを広域で実施する場合、国の補助はもろんのこと、残りの実質負担を二市一町で分担し、起債等を活用すると、五條市の実質負担は、約五億二千万円となり、建設費用につきましては、二十億円以上が軽減できることが予測されます。

次に、二つ目の維持管理費用につきましても、二市一町が一施設で共同処理するため、スケールメリットが生じ、経費の軽減が期待できま

す。

また、御所・田原本環境衛生事務組合への加入の際の協力金等の負担金や、運搬費の増加分を含めても経費の削減ができると考えております。

以上答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）それではひとつ市民の皆さん方の御理解をいただく手立てとともに頑張っていたことが大事ではないかと思えます。

加入の妥当性について一応これで終わらせていただいて、次、解決の求められる課題についてというところに進みたいと思えます。

今申し上げましたのは、大変この約束の守れる点、財政軽減の点というメリットの点でありましたけれども、しかしまた解決しなければならぬ点もあります。それはごみの分別と収集であるわけでありますけれども、もう少し正確に言いますと、ごみの持込みとごみの量を減らす、ごみの分別と資源化、リサイクル化ということになるのではないかと思えます。

その点で私の幾つかの案を申し上げますと、例えば今、新聞、ダンボールは資源ごみの中でも年間安定して業者が引き取りに来てくれる、引き取ってもらえる資源ごみではないかと思うのですね。ところが五條市の場合は、新聞、ダンボール等を資源ごみとして回収しているのは、年約三回の自治会とかその他の市内団体の協力をいただいた上でやっている集団資源ごみ回収ですね。これしかないんじゃないかと思えますね。

後はこの年三回の集団資源ごみ回収に新聞、ダンボール等を出すのが遅れたら、いわゆる有料の袋に詰めて出すか、直接持ち込むということになると思えますね。しかし袋に入った新聞、ダンボールはこれは確認しておりませんけれども、いちいち職員の皆さん方が中開いて資源になる新聞紙、ダンボールを引き出してあと残りだけを燃やしておるとちやいますわな。もう全部袋に入ったら全部そのまま燃やしますからね、だからやっぱり重要な資源も燃やしているというね、だから燃やすごみ量も増えているというわけですね。だからこれは、一つはやはり新聞、ダンボール等のいわゆる安定した資源ごみについては、この五條市内の自治会やその他の団体の皆さん方の協力いただきながらやっている年三回ぐらいの資源ごみ回収を充実しながら、それ以外の回収体制も検討すべきではないかと、これから御所・田原本の状況もつかんでいただくと同時に、奈良県下の状況を、また隣の和歌山県橋本市の状況も調べて私もまた提案させていただきますけれども、これがやはり資源ごみを確保してごみの量を減らすということにつながるのではないかと思えますね。

もう一つはですね、いわゆる粗大ごみの関係につきましては、定期的な回収はやっておりません。現在は電話の予約による注文があれば、シールを発行して回収に行くという体制ですけどね、これももう少し、この粗大ごみや燃えないごみも併せて市民の皆さん方によく相談し

て、もう少し市の方から回収する体制がとれないのかどうかね、検討すべきではないかなというふうに思いますね。

それとですね、言いくい話ですけれども、いわゆるみどり園の持込みは、大体去年、一昨年のデータで言いますと、全体の量の三割になるわけでありませぬ。三割。かなり多いんでは。

持込みの内容にはいろいろあります。もうとても袋に入れられないようなごみの持込み、その他、しかし五條市が定めた袋に入っているごみでも持ち込まれる方が多いわけですね。この原因にはいろいろあるんですけどね、回収のときに間に合わなかったという方もいてはりますやろ。もう一つは自治会に加入しておられない方は、その自治会のごみの集積場所に置くことができないということで、自分で持込みせないかんということも聞かせていただいております。これはやはり解決しなければならぬ五條市の課題ではないかと思えます。

なぜかと言いますと、初めに申し上げましたように、ごみの収集処分は法律によって五條市・県・国の責任になっておるわけですからね。自治会に入っていないというだけで、ごみの集積場所に置くことができない方がいるというのは、これはちよっとこのまま放っておくことは、いいことがないのではないかと思えますね。だから、市役所が仲人として真ん中に入って、よく話し合いで、とにかくね、話し合いで解決していただくための役所としての御苦労をさせていただかなければならないのではないかと思えます。

そして、もう一つは、現在のみどり園の場合もそうですけれども、サラリーマンの方が自分の都合のいい日にごみを持ち込もうと思えば、日曜日しかないわけですけれども、日曜日のみどり園の受入れは現在一箇月に一回だけです。だからこれをもう一回くらい増やしていくという、これを増やしますと、持込みが多くなりますけれども、先ほど申し上げましたように、持込みを減らしつつどうしても仕方がない方の持込みは日曜日、現在の一回を二回に増やすという、この辺が求められるのではないかなというふうに思うわけでありませぬけれども、この点で一旦、とにかく理事者の皆さんの答弁をいただけますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ごみの分別につきましては、温暖化対策を始めごみの減量化、また再資源化などから、広域、単独に関係なく取り組まなければならない行政の責務と考えております。

このことから、二市一町で広域化を契機として、市民の皆様にご手間なく分別できる方法を収集体制も含め検討していきたいと考えております。

また、分別によりますごみの減量化、再資源化はごみ処理費用の削減により、財政的にも大きなメリットが期待できると考えております。



そして、広域化に伴う中継施設につきましては、既に議会において設置に向け協議済みとなっております。ごみ処理施設までの距離等を勘案いたしましたも、当然必要であると考えておりますが、現在のところ場所、内容については未定であります。しかしながら市民の直接関係する事案でありますので、市民サービスの低下にならないよう、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）ごみの分別と収集につきましては、ひとつ答弁いただいた方針とともに、更に他の自治体の研究も重ねていただきまして、ごみの持込みを減らし、ごみの量を減らして資源にするものは資源にする、リサイクルとして使えるものはリサイクルにするという、この機会に更にレベルアップした五條市のごみの分別と収集に頑張っていたいただきたいというふうに思います。

ごみ問題の最後、中継施設の確保とその内容についてでありますけれども、やはり答弁にもありましたように、現在受けている持込みのごみというものは、かなり多いです。いろいろ受けていますから、だからこの辺を先ほど申し上げましたように、更に分別して、そして資源化、リサイクル化して市民の皆さん方がごみ処理場へ持ち込む量を、ごみの量も減らしていくという、その手立てを前段で取りつつ、どうしても残るごみは基本的には中継所で受け入れるというふうな、この目標で頑張っていたということが大事ではないかなと思えます。

だから、ごみの分別、資源化、リサイクル化等々を進めても、どうしても残るごみで、現在みどり園で受けているそういうごみはやはり今と同じように中継所でも受けていただくということにしなければ、市民の皆さん方から御所・田原本と一緒にしたためにごみの持込みについては大変不便になったということになっていきますからね。だから、持込みを減らしていただくためにも、その前段のごみの分別、資源化、リサイクル化をこの機会に先々のことを見てとことん取り組んでおくというふうに思う次第でございます。

答弁の方が先になりましたけれども、この間の御所・田原本の協議会に提出されている案なんかを見ますと、もう既に五條・御所・田原本のごみの分別の数も種類も違いますけれども、ごみの量の総合計はちゃんと計算されていますわな。ごみの量の計算。三月議会ですでに調査費、計画費、事務費についてもごみ量で計算しています。ごみ量と均等割とでね。今回の協力金やら環境対策費の計算もごみ量も入っているわけですからね。もう既にごみ量は計算されているわけです。だから、これからにおいてこのごみ量の計算でいろんな費用負担を計算していくのでしたら、五條・御所・田原本のごみの分別が必ず一致しなくてもいけるという面があるのではないかなということを、現時点で私もそれを感じておりますので、明らかにしておきたいと思えます。その辺、参考にしていただきたいと思います。

それでは、ごみの問題はこれくらいにいたしまして、次に進めさせていただきますというふうに思います。

次は、台風十二号豪雨災害に関連する猿谷ダム等の緊急放流防止対策等について。(一) 常時満水位の引下げの要求についてでございますけれども、皆さん方も御存じのように、台風十二号被害は、本当に大きな被害になりました。この原因は、誰しも指摘しておりますように、過去、統計上なかったような雨の量、豪雨ですね、これが一番の災害の原因と言われておりますけれども、しかし降った山から下流の川の中にはダムがあるわけです。熊野川の猿谷ダム、下流の風屋ダム、そしてその下流の二津野ダム、下北、上北関係の川の上流には篠原ダムと、猿谷ダムの上流には天川の九つの尾という字ですけれども、どう読むのかわかりませんが、もう一つダムありますね。いずれも、ほとんど利水ダムで、大雨とか洪水時の治水ダムではないということでありまして、しかし今回のような台風十二号の関係で被害を受けた皆さん方からは、雨も原因やけれども、その途中にあるダムの緊急放流も大きな被害の原因になっているのではないかと、そういう声があがります。この五條でも十津川でも下北でも、やはり関係の皆さん方のそういう声がたくさんあがってきて、設置しているダムの管理者に、そのことの要望を提出していくという、この運動もこの間取り組まれてきたというふうに思います。

そんな中で、ちょっと日にちはたちましたけれども、五月二十九日頃のテレビのニュースで電源開発管理の下にあります下北山の池原ダム、十津川の風屋ダムの満水位を三メートルないし四メートル災害時、大雨時は下げますということと電源開発が発表しました。

その後、新聞で福島県の只見川流域の奥只見ダム、田子倉ダム、この電源開発管理下の二つのダムも大雨やら洪水のときは満水位を下げますというように発表しましたね。

そして六月五日の奈良新聞を見てみますと、関西電力管理下の和歌山県田辺市の殿山ダムというのですか、三つの県営ダムがあるわけですね。この三つの県営ダムを大雨前や洪水前は県の判断で満水位を四メートルないし八メートル下げることが、関西電力と和歌山県で協定が締結されておりますね。このように、災害の原因ははっきりと証拠付けはなかなかできない面もありますけれども、あれだけの災害が起こったわけでありまして、今このようにして電源開発関係のダムは満水位を下げるということを発表しているわけです。

したがって、この猿谷ダムは国交省の管轄でございますから、まだ発表はしていませんので、だから下流の風屋、池原、和歌山県の関西電力のダム等々がこのような態度表明をしたわけですから、五條市としても五條市内の猿谷ダムにつきましても、管理者の国交省に対しまして、満水位の高さを他のダムと同じように、ゲートの分だけでも下げるよう要求すべきではないかと思っております。

この満水位を下げるにおいては、私の判断ですが、基本的にはお金は一銭も要らないのですね。利水ダムであっても、大雨のときに水が満杯になって、ダムの堤体から上を越したのではダムが決壊しますから、だからダムの堤体の上を越すまでに水を放流するために放流ゲ

ートというものがどのダムにも利水ダムには付いているわけです。そのダムのゲート幅が大体三メートル、四メートルですからね。閉めた段階よりも全部開けた段階で三メートル、四メートルくらいの水をためる余裕ができるわけです。だから先ほど申し上げましたように、電源開発を始めとするダム会社は今までは大雨降る直前まで水の放流のゲートを下げておりました。ずっと。しかし下げたままで水が一杯になってきたからといって、緊急にゲートを開けて放流したらいわゆるこの間の大塔の宇井の災害のようなことにも関係しているのではないかと言われるわけですね。

猿谷ダムのこの間の災害時の放流量をもう一度資料に基づいて言っておきますと、九月二日の十三時四十分には八〇〇トン放流したのではないかとされています。九月三日の二十二時十七分にはプラス一、〇〇〇トンの一、八〇〇トン、放流したのではないかとされています。だから、このわずかゲート幅の三メートル、四メートルのこの調整だけでも、大雨前にゲート一杯上げて、水を下げたおいて、急にダムに水が入るときにゲートを少しづつ下げて水を緩やかにためて、ダムから下流に放流する水も緩やかに放流すると、この前のように緊急放流するのでは下流の被害がかなり違ってくるということ、これは誰の目にも明らかではありません。ひとつ是非ともあれだけ大きな災害を受けた五條市ですからね、五條市内にある猿谷ダムの満水位を他のダムと同じように、大雨時、災害時には下げるよう要求すべきだと思いますけれども、ちよつと答弁していただけますか。

○議長（益田吉博） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦） 失礼します。

十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問の猿谷ダムは、国土交通省において十津川・紀の川総合開発事業として昭和三十三年に完成した洪水調整機能を持たない利水ダムで、ためた水は紀の川筋のかんがい用として流域を変更して、丹生川に分水し、その落差を利用して西吉野第一・第二発電所において発電も行われております。

昨年台風十二号の折、九月四日にはダム完成後三番目となる毎秒一、三五〇トンの放流を行っております。

この洪水のさなかに、下流域において対岸山地斜面からの崩壊土砂が河道を閉塞し、津波のように駆け上がり、甚大な被害が発生いたしました。

このような被害を受けまして、洪水時の放流量を低減し、下流の被害軽減を図れないかという要望を行ってまいりました。その後、国土交通省においては、京都大学大学院工学研究科の椎葉教授を座長とした「猿谷ダム操作に関する技術検討会」が設置され、検討が進められてき

ました。

検討の結果、ダム完成以来、最大流入量が毎秒一、〇〇〇トンを超す洪水は、十一洪水あり、甚大な毎秒一、二〇〇トンを超す洪水は全て九月上旬から十月中旬に発生していることから、検討会では利水に影響のない範囲で目標水位、つまりダムゲートの最低水位にまで設定できるとの結論に至りました。これは、毎秒一、〇〇〇トンを超える洪水が予想される場合は、事前放流してダムに空き容量を確保しておこうというものであります。

国土交通省からは、ダムの能力上、ゲートの構造もあり、事前放流で満水位から目標水位であるゲートの最低水位まで低下させるには約十三時間程度を要すると聞いておりますが、この事前放流による空き容量確保という試行を実施しようということでもあります。

先般、近畿地方整備局から、市長に報告されたところであります。

また地域住民に対する説明会は、六月九日に開催されたと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）答えは、今答弁していただいたとおりです。国交省もそういう方向で進めるということでありますので、ひとつ完全に実現できるまで頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思います。

五條市営住宅条例に基づく市営住宅の適正な管理運営についてでございます。もう皆さん方も御存じだと思っております。五條市の市営住宅の設置に当たっては公営住宅法という法律もその基本になっております。

その公営住宅法の目的を読み上げますと、第一条、「この法律は国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と、こうなっておるんですね。いわゆる所得の少ない人に優先的に使ってもらって、生活を安定してもらうために市営住宅というのは設置されているわけでありまして。

この間私も、皆さん方の御指導で総務文教常任委員長をさせていただいて、市営住宅の入居者選考委員会にも参加させていただきましたけれども、市営住宅に入居したいという加入者は非常に多いわけです。そして所得の状況を見ますと、十万円にも足らないような人が、入居の希望者の中になんか大勢いるんですね。所得、月十万円、足らない。だからやはり住宅の趣旨から言えば、やっぱり高額所得者の皆さん

ん、また収入超過者の皆さん方にはこの市営住宅の目的をちゃんと説明して、ちゃんと収入超過した人には他の住まいを求めて替わってもらおうと、明け渡してもらおうということは非常に大事ではないかなというふうに思うわけです。

先ほどの質問の皆さん方と重ならないように、申し上げたいと思いますけれども、高額所得者は十年間でこれだけの方がおられます。平成十五年で六件、十六年で七件、十七年で六件、十八年で四件、十九年で四件、二十年で四件、二十一年で四件、二十二年で一件、二十三年で一件、二十四年でゼロと、高額所得者の方はこれだけいてはるわけです。

収入超過者も、それは皆さん方も御存じのように、かなりいてはりますね。収入超過者の場合は、過去五年に遡ってしか私は持つておりませんけれども、平成二十年で二十件、二十一年で二十件、二十二年で二十件、二十三年で十九件、二十四年で十一件と、こういうふうにはりまして、高額所得者に対しては、関係担当課からちゃんと条例に基づく明け渡しの通知を出してきているわけでありまして。

しかし、今回のような問題が発生したわけでありまして、私もやっぱり高額所得者と認定して明け渡しの請求を何度してもそれに応じていただけない方には、家賃の悪質な滞納の皆さん方には裁判所に訴えていますね。訴訟していますね。もうその方法も検討すべきではないかと、このように思います。

まず、この点でひとつ先に答弁いただけますか。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高額所得者の判定基準は公営住宅法並びに五條市営住宅条例に定められており、この基準を超えた高額所得の入居者に対しては、五條市営住宅条例第二十九条第二項の規定に従い、高額所得者認定の通知を行なうとともに、早期の住宅の明け渡しを求めています。

また高額所得者と認定された入居者に対しては、同条第三十三条第一項により近傍同種の住宅家賃を適用徴収いたしております。

五條市が認定した高額所得者は過去五年間に遡りますと、平成二十年、二十一年度四名、二十二年度、二十三年度は一名、二十四年度はゼロ名となっております。

入居者の所得判定につきましては、判定基準の時期の都合上、前々年度の所得証明に基づき判定することとなっております、この間の所得の変動等、その認定者に対する対応に難しい点もございますが、今後も関係法令等に従い適切に対応してまいりたいと考えております。

また法的手段につきましても、今後の重要な検討課題と認識しており、的確に対応したいと考えております。

市営住宅の模様替え、増改築等につきましては、現在担当課では市営住宅の増築等の状況調査を行っており、規模等の詳細が明らかにな

るものと考えております。

今後、その結果を踏まえ、適切な市営住宅の管理運営を行ってまいりたいと考えており、また入居者に対しても同条例の趣旨を御理解いただくよう丁寧に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）高額所得者への明渡し請求をして、何遍しても明け渡してくれない方には訴訟も検討するという答弁でありましたので、これはこれでひとつそういう方向で検討されたいというふうに思います。

ちよつと答弁、先走りしましたけれども、次に模様替え、増築に進みたいと思います。

皆さん方も、先ほどからの答弁にもありますように、模様替え、増築につきましては、第二十七条で、「入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、として市長の承認を得たときは当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することはできる。」と、こうなっているんですね。絶対あかんとはなっていないのですね。第二十八条では「入居者は、市営住宅を模様替え、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。」と、こうなっているのですね。だから、どちらにしても、いわゆる勝手にはしてはいけない、申請して市長の承認をもらえればできると、こうなっているのですね。しかし先ほどの答弁の模様替え、増築の状況等々を挙げるといろいろあるわけですが、いえいえ、したがって私は、もう絶対あかんとなっていないということであるわけでありますから、今までの状況はいろいろあったと思うのですけれども、再調査されると答弁されていますから、現時点で調査して、その家族の生活と仕事に必要な模様替え、増築につきましてはやはり許可はしていなくても認めざるを得ないのではないかなと、古い市営住宅ではお風呂がない住宅があったわけですからね。生活する上において風呂のないようなところで近くに公営の風呂がない限り、毎日風呂のないところで生活はできませんからね。しかし、その家族の生活、仕事に必要なような門構えやせんざいやら、そんな増築は今からでも自分の費用でちゃんとなくしてもらおうという、この現状にあったこれからの対応が必要ではないかなというふうに思うわけでありますけれども、この点、どうですか。

○議長（益田吉博）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）十四番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど少し触れさせていただきましたが、模様替え等については、許可があれば当然できるということでございますけれども、その内容

についても十分に市民の皆さん、あるいは居住される皆さんに対して十分な説明をして入居していただくと、こういうことが一番大事ではないかと、このように思っております。今後についても、そんな形で十分に指導徹底していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（益田吉博） 大谷議員の質問時間は後三十分でございます。（「十四番」の声あり） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） それでは今申し上げましたことを十分これからの対応に参考にさせていただきたいと思っております。

そして、住宅の他の使用やら模様替え、増築についても、住宅に入居される方には始めにちゃんとこの件については、必ず申請してくださいと、申請で許可された場合はできるけれども、許可されていない場合はできませんという、この通知はきっちり出していただけると、特に強調しておきたいと思っております。

それでは次に移りたいと思っております。

水道水の不正使用疑惑問題でございます。御存じのように、去年の市長選挙前にある個人の方から告発があったわけですけれども、その内容を日にちはたちましたけれども、読み上げておきますと、「私は以前秋本建設に勤めていた者ですが、秋本建設がいろいろな不正をしているので、いやになり退職しました。私はその事実を許すことができません。ただ、一つだけ証拠をつかめるものがあります。それは水道です。十数年にわたり市より水道を盗んでいます。証明できるのはこの一つですが、私が退職した一番の原因です。」こういうことがありましたので、市の方に関係者が連絡して、水道局として調査をしたわけでありませうけれども、この間水道局は、現地理設地所有者の立会いの下調査、確認を行ってきました。その結果、水栓の一部が近くのメーターに反応しないことが認められたわけですね。しかし現地理設所有者は知らなかったと表明したということでもあります。したがって、水道局は直ちに不正給水管の給水停止を行って、その後埋設状況を掘削により調査を進めてきましたけれども、いつ頃誰の指示で不正使用工事が行われ、水道使用量は幾らくらい不正に使われているのかわからないと、したがって、これからの対応につきましても、関係者や議会の意見を参考に弁護士と相談しながら検討していきたいというのがこの間の水道局の答弁であったわけですからけれども、今日までにおいてどのような調査をし、関係者の意見を聴取してきたのか、そして今後はどう対応していくのか、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（益田吉博） 中永水道局長。

○水道局長（中永 充） 十四番大谷龍雄議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年三月に市民からの通報により発覚いたしましたこの案件につきましては、事実確認のために当該地を調査した結果、水道メーターを通

しない水栓が確認されたため、掘削してパイプの配管状況を調べました。その結果、水道メーターを通じない水道水の一定経路は確認されたものの配管設備全体を確認することができず、したがって、分岐接続点を明らかにすることはできませんでした。またこのパイプの敷設はいづ誰によってなされたものなのか現在の使用者は全く知らないとのことであり、追及は困難でありました。

以上につきましては、昨年の議会にて報告させていただいたとおりでございます。しかし、根拠をつかむための調査や他の自治体への聞き取りを含めてもっと幅を広げて調査をするようにとの議会からの御提言に従いまして調査を継続いたしました。

そこで、通報者へ情報を提供された方以外の複数の証言者がいないか調査をしましたが、残念ながら該当者を見つかることはできませんでした。

また、奈良市ほか十市に問い合わせましたところ、過去にもこのような事例がなく、参考となるような対処の方法を得ることはできませんでした。

このようなことから、水道局といたしましたしては、これ以上の追及は難しく困難な状況であります。しかしながら該当敷地内の水道水栓を開いて通水しても水道メーターが作動しない水栓の存在を確認しており、したがって現在の使用者は知らなかったとはいえ、長年水道料金を支払われないまま給水を受けてきたと言わざるを得ません。

市といたしましては、支払われなかった水道料金について、公平性という観点からもこのままにするわけにはいかず、不当利得として請求してまいりたいと考えております。

これにつきましては、相手方に対し協議の申入れを行い、既に市の顧問弁護士と相手方の弁護士が協議を開始しております。

現在の状況といたしましては、以上のとおりでございます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） かなり努力をさせていただきましたわけでありませぬけれども、まだまだあきらめずに原因追及に頑張っていたらどうかと思えますけれども、やはりこの間の調査、関係者との相談等々から見ますと、不当利得の請求ということもやむを得ないのではないかとこのように思うわけでありませぬけれども、不当利得の請求をしても、一箇月の量をなんぼにするか、年間の量をなんぼにするか、何年間請求するかという、この計算の数字が大変難しくなるわけですけれども、しかし簡単に言いますと、あの建物を建てた事業者があの建物が何年に建てたかというくらいははっきりわかるわけですからね。そしてその建物の中に今水道メーターに掛からない蛇口が二つありますけれども、それがあの事務所の建設当時あったのかなかったのかというのも大体わかりますから、だから水道メーターに掛からない蛇口の使用年数というもの



は大体事務所の建設年数に比例しますからね。そして一箇月当たりの量ということになれば、一般の市民の皆さん方への基本料金、使っても使わなくても基本料金はもらっていますね、その上で使った量に応じた水道料の計算になっていると思えますからね。だからその辺は計算の基礎をやはり事実に基づいて、また根拠に基づいて的確な計算をした上で、不当利得の請求をされるように強調したいと思えます。もう一度、答弁お願いできますか。

○議長（益田吉博） 中永水道局長。

○水道局長（中永 充） 十四番大谷龍雄議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員がおっしゃられましたように、水道局といたしましては、基本料金を最低限と認識しております。

それから先ほど申し上げました不当利得ですけれども、法的に十年遡ることができるとなっております、十年しか取れないと。普通の水道料金の債権は二年でございますけれども、それを使わずに不当利得ということ、十年遡るということを考えております。

それから使用料、期間ですけれども、先ほど申し上げましたように、双方の弁護士が協議しておりますので、今後協議を詰めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） はい。それでは私の一般質問をこれで終わります。

どうも御苦労さんございました。

○議長（益田吉博） 以上で十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。（「一番」の声あり） 一番福塚議員。

○一番（福塚 実） ただいまの大谷議員の一般質問で、御所・田原本環境衛生事務組合の規約についての発言がありました、疑義がありますので、発言内容の確認のため、暫時休憩されることを求めます。

○議長（益田吉博） 意見調整のため、暫時休憩します。

午後二時十分休憩に入る

午後三時五十九分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。  
本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（益田吉博） 日程第二、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 報第三号、平成二十三年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（益田吉博） 報告を求めます。和田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 和田剛明登壇〕

○土地開発公社事務局長（和田剛明） 失礼いたします。

それでは、ただいま上程いただきました報第三号、平成二十三年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について、御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の土地開発公社決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、別冊中、目次の次項でございますが、一ページより御説明を申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出についてでございますが、まず、収入の部におきましては、土地開発事業収益の予算額四億三千二十七万七千円に對しまして、決算額が、四億二千五百五十七万四千八百六十四円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の事業収益につきましては、四億二千四百七十七万五千三十三円となっております。これは事業用地の売却による収益でございます。

次に、第二項の事業外収益につきましては、百四十万四千三百三十一円となっております。これは預金利息及びJR五條駅前駐車場使用料並びに各用地の貸付料でございます。

続きまして、支出の部でございますが、土地開発事業費用の予算額四億一千六百六十七万六千円に對しまして、決算額が四億一千百五万一千二百八十九円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の事業費用につきましては、四億一千四十九万五千百十二円となっております。これは

事業用地売却原価及び車検並びに事務的経費を支出いたしております一般管理費でございます。

次に、第二項の事業外費用につきましては、五十五万六千七百七十七円となっております。JR五條駅前駐車場の管理経費でございます。次に、第三項の予備費につきましては、その全額が不用となっております。

引き続き、二ページを御覧いただきたいと思います。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございますが、まず、収入の部におきましては、資本的収入の予算額一億一千四百四十五万八千円に対しまして、決算額が七千五百八十七万八千六百三十三円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項につきましては、五千三百三十三万八千四百七十四円となっております。一般国道二四号五條地区歩道設置事業に伴う事業用地先行取得に係る金融機関よりの借入金でございます。

次に、第二項につきましては、二千二百七十三万九千五百八十九円となっております。借入金利息に係る市よりの利子補給金でございます。

なお、当該借入金の内訳でございますが、恐れ入りますが、別冊の十九ページを御覧いただきたいと思います。

ただいま御覧いただいておりますものは、長期借入金現債高明細書でございます。今井島台工業団地ほか十事業用地別に借入先、前年度末借入残高、当年度借入額、当年度償還額、更に当年度借入残高について記載をいたしております。市基金並びに水道事業会計より借入れを行い、利息の低減化を図っております。

なお、当年度における借入額は、四億五千三百三十三万八千四百七十四円、償還額につきましては、八億一千八十六万五千五百一十一円となっております。平成二十三年末借入金残高は、二十三億五千五百一十七万四千四百五十五円となっております。

恐れ入りますが、再度、二ページに戻っていただきたいと思います。

続きまして、二ページの支出の部でございますが、資本的支出の予算額四億五千八百二十二万九千円に対しまして、決算額が四億四千九十三万六千三百五十円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の用地取得造成事業費につきましては、三千七万八千三百三十九円となっております。借入金利息並びに草刈り等に係る経費等でございます。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、四億一千八十六万五千五百一十一円となっております。久留野公共用地並びに一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地に係る借入金償還金でございます。

恐れ入ります、引き続き、三ページを御覧いただきたいと思います。

ただいま御覧いただきしておりますものは、損益計算書でございます。平成二十三年度における当公社の経営成績を明らかにするものでございます。

引き続き、四ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいております四ページでございますが、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。恐れ入ります、続きまして五ページから六ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいております五ページでございますが、貸借対照表でございます。平成二十三年度における当公社の財産状況を明らかにするものでございます。

引き続き、七ページを御覧いただきたいと存じます。

恐れ入ります、ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。平成二十三年度における当公社の現金の動きを明らかにするものでございます。

以上、三ページから七ページにおける各諸表について、御清覧を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、八ページを御覧いただきたいと存じます。

平成二十三年度の五條市土地開発公社事業報告について、八ページにより御報告を申し上げます。

当公社におきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づきまして、五條市の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、公共用地の確保に努力してまいりました。

以下の内容につきましては、要点のみ御説明いたします。

まず、(一)の久留野地区公共用地でございますが、平成二十三年八月九日付けで五七、一六四・六六平方メートルを二億七千万円で五條市と売買契約を締結し、同日付けで売却をいたしております。

次に、(二)の野原新町公共用地でございますが、平成二十三年八月二十四日付けで、六一・三〇平方メートルを百十七万五千三百三十三円で社会福祉法人五條市あすなろ福祉会と売買契約を締結し、同日付けで売却をいたしております。

引き続き、九ページを御覧いただきたいと思います。

当該項には、二といたしまして、JR五條駅前駐車場の利用状況についてを、また三といたしまして、経理の状況について記載をいたして

おります。

引き続き、十ページを御覧いただきたいと存じます。

当該項には、四といたしまして、理事会における議決事項についてを、更に五といたしまして、職員に対する事項を記載いたしております。恐れ入りますが、九ページから十ページの事項につきまして御清覧を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続き、十一ページから十二ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。平成二十三年度における公社の資産及び負債について明らかにいたしております。

まず、資産の部でございますが、合計で二十九億二千九百一十二千四百六十六円となっております。当該内訳といたしまして、流動資産が二十九億二千八百九十万二千四百六十六円、固定資産が十一万円となっております。

次に負債の部でございますが、合計で二十七億五千六百九十九千四百七十二円となっております。当該内訳といたしまして、固定負債が二十三億五千五百一十七千四百五十五円、流動負債が四億百九十九千二百七十七円となっております。

十三ページ以降の附属資料につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）四番堀川議員。

○四番（堀川浩美）平成二十三年度五條市土地開発公社事業報告書の八ページのところでございます。

総括事項で、三行目に一般国道二四号五條地区歩道設置事業というふうにあります。その次の行に「用地売買契約は平成二十二年度で完了しました。」とございますが、この我々が住んでいる二見の方はこの間から測量をしたりしておりますけれども、この用地買収はもうやらないのですか。

○議長（益田吉博）和田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（和田剛明）失礼いたします。

ただいまの四番堀川議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

ここに記載しておりますのは、いわゆる三工区の部分でございます。次の工区につきましては、また買収等を行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。「四番」の声あり

○議長（益田吉博）四番堀川議員。

○四番（堀川浩美）それはいつからでございますか。

○議長（益田吉博）和田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（和田剛明）四番堀川議員のただいまの御質問にお答え申し上げます。

来年度から買収に入るように聞いております。今年は、恐らく調査の時期になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博）ほかにございませんか。

質疑を終わります。

以上で、報第三号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第三、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第四号、平成二十三年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。山田財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 山田善久登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（山田善久）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第四号、平成二十三年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告を地方自治法第二百四十三条の  
三第二項の規定により報告申し上げます。

当財団の運営は、正職員十名、調理師二名、臨時職員二名とパート九名で運営していますが、パート職員につきましては、災害以降は長期  
に休んでいただいております。

財団が管理している、赤谷オート・キャンプ場は九月四日の台風十二号、紀伊半島大水害により甚大な被害を受けました。

また、大塔郷土館については駐車場を仮設住宅に提供しましたので、営業の再開が見込めない状況であります。

災害発生当初は、ふれあい交流館を一時避難所として使用していただき、仮設住宅ができるまでロジジ星のくいを避難所や工事関係者の宿舎として運営してまいりました。

それでは、別冊の財団法人大塔ふる里センター決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

二ページ及び三ページについて御説明申し上げます。

財団法人大塔ふる里センター全体の収支決算書でございます。

まず、財団法人大塔ふる里センターの決算につきましては、五つの公共施設を営業しながら管理し、最終的に決算で利益を確保することを目標として努力しています。また指定管理料の配分につきましては、全体の予算の中で三千三十五万円を指定管理料としていただいております。

また、この配分につきましては、事業収入だけでは管理できない施設、又は事務費に配分させていただいております。事業収入として一億一千八百七十四万四千二百五十六円と委託金収入三千三百十五万円、その他雑収入を含め当期収入合計一億五千四百八十四万五千七百六十円に対し、支出につきましては、事業支出として一億五千四百七十五万四千七百五十七円と短期借入金返済支出として一千万円を含め、当期支出合計一億六千四百七十五万四千七百五十七円となります。九百九十万八千九百九十七円の赤字となっております。

本年度は、新たに借入を実施いたしませんでしたので、短期借入金返済金支出を除くと実施的な収支は九万一千三円の黒字となっております。

それでは、個別の施設について収支状況を御説明申し上げます。

四ページをお開き願いたいと存じます。

ふれあい交流館であります。当施設は、温泉浴場・レストラン・売店・アスレチックルーム・カラオケルーム・公共的な利用施設として図書室・会議室・和室・団体事務室等があります。

四月から八月までの利用客は、一万五千五百四十一名で、職員二名とパート四名で運営しています。

収支につきましては、当期収入合計二千七百九十万三千十一円に對しまして、当期支出合計三千五百六十六万七千二百八十六円であり、七百七十六万四千二百七十五円の赤字となっております。

次に、五ページをお開き願いたいと存じます。

赤谷オート・キャンプ場であります。当施設は、大型バンガロー二棟、バンガロー十棟、キャンプサイト四十七、森林健康館等があります。

施設の利用は、四月から八月までの利用客は、三千六百四十六名で職員一名とパート一名で運営しております。

収支につきましては、当期収入合計九百二十一万五千四百二十円に對しまして、当期支出合計八百二十四万三千九百五十二円であります。九十七万一千四百六十八円の黒字となっております。

次に、六ページをお開き願いたいと存じます。

ロジ星のくにであります。当施設につきましては、和室六室・洋室四室の宿泊施設であります。周辺には、天体観測施設として、四五センチ反射望遠鏡を始めプラネタリウム館等があります。

四月から八月まで、十二月から三月までの宿泊客は三千七百八十七名、その他天体施設・入浴施設の利用者につきましては、七千六百三十五名となっております。

また、避難者や工事関係者を延べ四千七百九名受け入れました。

職員は四名、天文指導員一名で運営しています。

収支につきましては、当期収入合計五千三百八十八万二千二百一円に對しまして、当期支出合計四千五百八十三万六千五百五十七円あります。八百四万三千六百四十四円の黒字となっております。

次に、七ページをお開き願いたいと存じます。

道の駅であります。当施設は、総合案内と物産販売施設及びレストランがあります。

年間利用者は、三万四千二百一名で、職員三名、パート一名により運営しています。

収支につきましては、当期収入合計三千六百八十八万二千二百八十八円に對しまして、当期支出合計三千八百四十一万二千二百三十二円二千七百七十四円の赤字となっております。

次に、八ページをお開き願いたいと存じます。

大塔郷土館であります。当施設は、郷土食の提供及び物産の販売、また歴史の蔵においては、大塔地域の歴史資料を展示しています。

四月から八月までの利用客は、六千六百三十名で職員一名、パート三名により運営しています。

収支につきましては、当期収入合計七百八十二万六千八百八十円に對しまして、当期支出合計八百三十二万八千四百円あります。五十



一万一千二百二十四円の赤字となっております。

なお九ページから十六ページにつきましては、御清覧くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、十七ページ事業報告に移らせていただきます。

平成二十三年前半につきまして、三月十一日発生した東日本大震災による大津波や福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故の悪影響が考えられました。当財団の事業につきましては、赤谷オート・キャンプ場の大型バンガローの完成や天候にも恵まれ順調に推移いたしました。台風十二号、紀伊半島大水害により財団が管理する施設も甚大な被害を受けました。

今年度は風評被害などにより観光客の減少が予想されますので、ロジジ星のくには、引き続きバンガローの一部を工事関係者の宿舎に利用や工事関係者等に弁当販売を行ってまいりたいと考えております。

また、ふれあい交流館につきましては、平成二十四年六月一日から福祉事業等を開始いたしました。また各施設においては、イベントや土産物等の開発や宣伝に努め、財団として地域の今必要とされている事業に前向きに検討して、今後も市民の皆さんの御意見や、御助言をいただきながら財団のPRに取り組み、集客増に努めてまいります。

以上で平成二十三年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第四号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第四、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第五号、平成二十三年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました報第五号、平成二十三年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御報告申し上げます。

議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

平成二十三年度予算における繰越明許費につきましては、本年三月定例会におきまして、平成二十四年度へ繰り越す各事業予算の限度額を御議決いただきましたが、今回はその繰越確定額の報告でございます。

それでは主なものについてのみ、御説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

二款総務費の住民情報システム改造業務委託につきましては、繰越確定額三千三百九十一万五千円でございます。完了は二十五年三月末を予定いたしております。

四款衛生費の保健福祉センター公共下水道接続事業につきましては、繰越確定額は八百五十万円でございます。しゅん工は二十四年六月末を予定いたしております。

し尿処理施設建設発注支援業務委託につきましては、繰越確定額は五百五十二万九百円で、完了は二十四年十二月末を予定いたしております。

五款農林業費の農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、ため池及び水路の改修事業でございます。繰越確定額は二千五百十万円、しゅん工は二十五年三月末を予定いたしております。

中山間地域総合整備事業につきましては、木ノ原町の水路改修工事でございます。繰越確定額は八百一十円で、しゅん工は二十四年六月末を予定いたしております。

市単独土地改良事業につきましては、岡町の農道改良工事でございます。繰越確定額は七百八十五万円、しゅん工は二十四年六月末を予定いたしております。

六款商工費のふれあい交流館施設改修事業につきましては、繰越確定額は一千六百七十万円でございます。しゅん工は二十四年六月末を予定いたしております。

七款土木費の道路維持修繕事業につきましては、神野百谷線ほか二路線の事業でございます。繰越確定額は三千四十七万四千八百円、しゅん工は二十五年三月末を予定いたしております。

道路改良事業につきましては、岡七号線ほか八路線の道路改良事業でございまして、繰越確定額は二千六百四十八万九千円で、しゅん工は二十五年三月末を予定いたしております。

五ページに移りまして、(仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業につきましては、繰越確定額は七百六万九千六百五十円でございまして、しゅん工は二十四年六月中旬を予定いたしております。

八款消防費の防災倉庫・資機材整備事業につきましては、繰越確定額は一千五十万円で、完了は二十四年九月末を予定いたしております。消防救急デジタル無線整備事業につきましては、繰越確定額五百三十五万円でございまして、完了は二十五年三月末を予定いたしております。

九款教育費の小学校屋内運動場耐震診断事業につきましては、宇智小学校及び野原小学校屋内運動場の耐震診断事業でございまして、繰越確定額は九百八十六万円で、完了は二十五年三月を予定いたしております。

五條小学校屋内運動場等整備事業につきましては、繰越確定額は三億六千六百九十四万九千円でございまして、しゅん工は二十四年十月末を予定いたしております。

六ページに移りまして、五條中学校屋内運動場地震補強事業につきましては、繰越確定額は五千二百二十万円でございまして、しゅん工は二十五年二月末を予定いたしております。

重要文化財建造物等公開活用事業につきましては、繰越確定額は九百六十七万円でございまして、本年五月末にしゅん工いたしております。十一款災害復旧費の農業用施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額は八百八十六万五千円でございまして、しゅん工は二十四年六月末を予定いたしております。

林業施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額は三千七百十万円でございまして、しゅん工は二十四年十一月末を予定いたしております。

道路災害復旧事業につきましては、繰越確定額は三千七百七十八万六千円でございまして、完了は二十五年三月末を予定いたしております。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(益田吉博)報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第五、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第六号、平成二十三年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第六号、平成二十三年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、御報告申し上げます。恐れ入りますが、議案書のパージを御覧いただきたいと存じます。

二款総務費の公会計固定資産台帳作成業務委託につきましては、新公会計制度導入に必要な公有固定資産の把握・管理等のための台帳作成業務委託でございまして、台風十二号災害の発生により、資産調査等の業務が中断し、年度内の完了が困難となったため委託料五百三十万五千円を事故繰越しするものでございます。

現在この業務は、委託業者と協議の上、スケジュールを再編し業務を進めております。完了は二十五年三月末を予定いたしております。

次に、西吉野支所施設修繕事業につきましては、西吉野支所資材倉庫の屋根ふき替え修繕でございまして、本年三月十二日、作業員の墜落事故が発生し、危険防止の是正措置に不測の日数を要したため、修繕料百四十四万二千七百円を事故繰越しするものでございます。

事故後、関係機関の是正措置の指導に従い、安全ネット設置等の危険防止措置を講じた上、工事を再開し、四月中旬にしゅん工いたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第六、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第七号、平成二十三年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充）ただいま上程いただきました報第七号、平成二十三年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御報告を申し上げます。

恐れ入ります、議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、去る三月議会で平成二十四年度へ繰り越すべき限度額を御議決いただきました簡易水道施設災害復旧事業につきまして、今回は繰越確定額の報告でございます。

第一款総務費、第一項総務管理費、事業名簡易水道施設災害復旧事業、翌年度繰越額は六千二百八万二千元で、その財源は公営企業災害復旧事業債及び一般財源となっております。

事業の内訳は大塔町宇井簡易水道施設災害復旧工事、殿野飲料水供給施設災害復旧工事及び西吉野町尼ヶ生簡易水道施設災害復旧工事でございます。

工事のしゅん工につきましては、尼ヶ生簡易水道施設が平成二十四年六月、宇井簡易水道施設及び殿野飲料水供給施設は平成二十五年三月の予定となっております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第七、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第八号、平成二十三年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました報第八号、平成二十三年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、先の三月議会で平成二十四年度へ繰り越すべき限度額を御議決いただきましたが、公共下水道事業につきまして、今回は繰越額確定の報告でございます。

議案書十二ページの平成二十三年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。

一款下水道費、一項下水道費、事業名は流域関連公共下水道事業で、翌年度繰越額は三千六百三十万円でございます。

内訳といたしまして、下水道工事費が五條一丁目土井陶器店東側ほか二件、二千八百四十万円と、これに伴います水道管、ガス管移設補償費三百五十万円、設計委託料四百万円、その他事務費でございます。

財源につきましては、既収入特定財源二万六千円、未収入特定財源のうち、国庫支出金二千三百八十九万四千七百二十五円、市債一千七百二十万円、一般財源五百七十九万九千二百七十五円をもちまして、充当繰越しいたしたものでございます。

なお、工事のしゅん工予定につきましては、一件は四月末でしゅん工しており、その他につきましては今年度末でございます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第八、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第九号、平成二十三年度五條市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。櫻井あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 櫻井敬三登壇〕

○あんしん福祉部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました報第九号、平成二十三年度五條市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御報告を申し上げます。

議案書の十三ページ及び十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回、繰越しをいたしました介護保険制度改正システム改修事業につきましては、介護保険制度改正に伴う保険料負担段階の細分化及び介護報酬改定並びに新規介護サービスの創設に対応するため、介護保険制度改正システム改修費を平成二十四年度に繰越しを行うものでございます。

繰越額は八百二十二万円で平成二十四年九月末の完成を予定しております。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第九号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第九、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十号、平成二十三年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充）ただいま上程いただきました報第十号、平成二十三年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、御報告を申し上げます。

恐れ入ります、議案書の十六ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越計算書の一款資本的支出、一項建設改良費の一部をそれぞれ翌年度に繰り越したものでございます。

まず、下水道整備関連移設事業三千六百十五万二千円のうち、二百九十三万七千二百円を翌年度に繰り越したものであり、その財源につきましては、下水道事業特別会計から負担百三十万円及び水道企業会計の資金百六十三万七千二百円となっております

繰越しの理由といたしましては、下水道整備事業の進捗に関連して工期延期となったもので、五條一丁目の移設工事は五月にしゅん工しており、今井一丁目の移設工事につきましては、本年末のしゅん工を予定しております。

次に、加圧ポンプ整備事業一千二十四万八千円のうち、五百六十七万円を翌年度に繰越したもので、財源は、水道企業会計資金であります。

繰越しの理由としましては、上野加圧ポンプ整備工事に必要な部品について、東日本大震災によるポンプ部品業者の生産能力の低下に伴いその調達が遅れ、それが工事の遅延となり翌年度に繰り越したものであります。

なお、工事は六月末にしゅん工予定であります。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十号の報告を終わります。



○議長（益田吉博）次に日程第十、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十一号、専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例の一部改正）。

○議長（益田吉博）報告を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました報第十一号、専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十七ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の市税条例の改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）が、平成二十四年三月三十一日に公布されたことに伴い、平成二十四年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十四年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し、承認を求めるものでございます。

改正する内容につきまして、概要を説明させていただきます。

今回の地方税法等の改正は、市民税の関係では、寄附金税額控除に関する規定、東日本大震災により被災した土地の譲渡所得に関する規定、固定資産税及び都市計画税の関係では、平成二十四年度の評価替えに伴う文言の整理、住宅用地及び市街化区域農地に係る負担調整課税の見直しなどに伴い、市税条例の一部を改正させていただいたものでございます。

特に今回の条例の改正では、地方税の一部改正に伴う、文言の整理と条ずれ項ずれの改正が多く、また今まで地方税法等の規定をそのまま条例の規定に引用しているところも多くあり、地方税法の規定が改正されるたびに、市税条例の規定の改正も必要となるため、地方税法の規定をそのまま適用することの規定に改正をいたしております。

議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第三十四条の五の改正につきましては、地方税法の一部改正により、寄附金税額控除の規定のうち寄附金の合計額が五千円を超える額を控除額としておりましたが、平成二十四年度から二千円を超える額と改められました。

今後、納税義務者が寄附金を支出した場合の控除の適用は、地方税法第三百十四条の七の第一項、第二項の規定を引用することとします。

附則第七条の四の改正につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例でありまして、その計算の規定は、地方税法附則第五条の五第二項の規定を引用することとします。

二十ページの七行目からは、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする場合の附則第十条の二第八項の規定を、地方税法施行規則の改正に伴い項ずれが生じたので、改正するものでございます。

二十ページの附則十一条から二十一ページの十三行目までは、固定資産税評価替え年度が平成二十一年度から平成二十三年度の三年間から平成二十四年度から平成二十六年年度の三年間に移行するための文言の整理となっております。

附則第十六条の三から二十三ページの十八行目までは、今回地方税法等の一部改正に伴い、市税条例で改正が必要となる文言の整理を行うものであります。

二十三ページの十九行目からの附則第十九条の十二の二は、新たに東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定するものであります。

第一項では、東日本大震災で居住していた家屋が滅失し、その敷地の権利を譲渡した場合に係る市民税の所得割につきまして、被災者の関係法令及び租税特別措置法の規定によることとしたものであり、第二項では、その申告書について規定をいたしております。

二十五ページの附則第十九条の十三は、関係法令の名称が震災特例法と改正されたことなどに伴い、文言の整理を行うものであります。

二十五ページ中段の附則第二十条から二十六ページまでは、固定資産税における、評価替えに伴う適用年度の改正と、負担調整課税の改正に伴う改正となっております。

二十七ページの附則につきましては、第一条にこの改正条例を地方税法等の一部改正する法律の公布と同様に平成二十四年四月一日から施行すること、第二条では市民税に関する経過措置、第三条では固定資産税に関する経過措置を規定しており、第二項、第三項では負担調整課税につきまして規定しております。

第四条では、都市計画税に関する経過措置を、第二項、第三項は、固定資産税と同様の負担調整課税につきまして規定をしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十一、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十二号、専決処分分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました報第十二号、専決処分分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成二十四年四月一日から施行されたことに伴い専決処分をさせていただきましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

議案の説明に入らせていただきます。

議案書の三十三ページを御覧いただきたいと思えます。

今回の改正の内容につきましては、附則第十七項に東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を設け、他の

災害であれば三年間であるところを七年間と読み替えることにより、譲渡所得の特別控除を、保険税の課税所得に反映させるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十二、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十五号、五條市斎場条例の全部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第三十五号、五條市斎場条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の全部改正につきましては、指定管理者制度を導入することを目的として改正するものであります。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますがお手元の議案書三十五ページから四十ページを御覧ください。

まず、第一条及び第二条につきましては、施設の設置と名称及び位置について定めております。

次に、第三条から第六条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務について定めております。

次に、第七条及び第八条につきましては、開場時間と休場日について定めております。

次に、第九条から第十一条につきましては、利用許可、利用許可の制限、利用許可の取消し等についてそれぞれ定めております。

次に、第十二条から第十五条につきましては、利用料金、利用料金の収受等、損害賠償等、秘密保持義務について定めております。

また、第十六条では委任について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定めるとしております。

次に、附則につきましては、施行期日、経過措置、準備行為、指定管理者不在等期間の管理業務、指定管理者不在等期間の使用料についてそれぞれ定めております。

最後に、別表につきましては、斎場の火葬場及び附属施設の利用料金についてそれぞれ定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり） 三番吉田議員。

○三番（吉田雅範） 以前にも、平成二十一年の九月に全部改正が出てきたと思いますけれども、今回のと、どこが違っているのか御説明願います。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

編成する人の数を若干変えております。三名から四名にしております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田議員。

○三番（吉田雅範） 時間も以前は三時までだったのが、三時三十分ということですから、そしたら前にどうしてあがってきて否決になった

のか、ちょっと答弁願えますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

当時は確か時期尚早というような御意見が多く、否決になったように覚えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田議員。

○三番（吉田雅範） そうすると、今回は提案に出たということは、時期が来たと、そういう認識でよろしいですか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

そういうふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（益田吉博） ほかにございませんか。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博） 次に日程第十三、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第三十六号、五條市個人情報保護条例の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。 榎内市長公室長。

〔市長公室長 榎内成吉登壇〕

○市長公室長（榎内成吉） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十六号、五條市個人情報保護条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十一ページを御覧願います。

本議案につきましては、民法等の一部を改正する法律が本年四月一日施行され、未成年後見人に法人を選任できることとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案書四十二ページを御覧願います。

開示請求の手續及び訂正請求の手續に関して規定してあります五條市個人情報保護条例第十二条第一項第一号及び第十九条第一項第一号中「住所」の次に「法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名」を加えるものであります。なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で議第三十六号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十四、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十七号、五條市職員定数条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。 檜内市長公室長。

〔市長公室長 檜内成吉登壇〕

○市長公室長（檜内成吉）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十七号、五條市職員定数条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十三ページを御覧願います。

本議案につきましては、平成十七年九月二十五日に五條市、旧西吉野村、旧大塔村の合併以後、消防の事務部局の職員を除いて、他の部局の職員定数を改正しておりませんでした。平成十九年度から五年間の五條市集中改革プランに基づき、また平成二十年度から一部改正し、施行された「職員の退職手当の特例に関する条例」により職員の早期退職を奨励し、人事の刷新及び行財政の健全化を図ってきたところでありますが、この特例に関する条例が本年三月三十一日をもって失効したことにより、職員の退職時期がおおむね見込まれる状況となつてきましたので、市長及び教育委員会の事務部局の職員定数を改正するものであります。

また、来年度、（仮称）五條消防署西吉野救急出張所の整備に伴い消防職員の確保が必要であるため、その職員定数の改正を行うものであります。

恐れ入りますが、議案書四十四ページを御覧願います。

職員の定数に関して規定しています五條市職員定数条例第三条中、市長の事務部局の職員四百三十二人を五十五人減じて三百七十七人とし、教育委員会の事務部局の職員七十四人を十人減じて六十四人とし、消防の事務部局の職員百人を五人増やし百五人とし、計六百四十人を六十人減じて計五百八十人と改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は平成二十五年四月一日から施行するとしております。

以上で議第三十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。



○議長（益田吉博）次に日程第十五、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十八号、五條市税条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第三十八号、五條市税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の四十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行に伴いまして、市税条例の一部を改正するものであります。

四十六ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容につきましては、市県民税の申告におきまして、寡婦（寡夫）の場合は、市県民税の控除の対象となるため、五條市税条例第三十六條の二第一項におきまして、その旨を記載することを規定しておりましたが、年金所得者の申告手続きの簡素化の法令等の改正により、年金支払者に送付する扶養親族等申告書に新たに寡婦（寡夫）であることの記載が義務付けられたため、市県民税の申告の際に記載する必要がなくなったことに伴い、第三十六條の二第一項中「寡婦（寡夫）控除額」を削るものであります。

附則第一項につきましては、本条例は平成二十六年一月一日から施行することを規定しております。

第二項につきましては、平成二十五年度の経過措置を従前の例によることを規定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十六、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十九号、五條市立公民館条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）失礼いたします。

ただいま上程をいただきました議第三十九号、五條市立公民館条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十七ページを御覧願います。

本議案につきましては、（仮称）五條消防署西吉野救急出張所の整備に伴い、五條市立宗松公民館を解体し、新たな公民館を五條市立西吉野保健福祉センターへ移転するために、位置を改めるものであります。

議案書四十八ページを御覧願います。

条例の一部を改正する内容につきましては、五條市立公民館条例、第一条第二項の表中「五條市西吉野町城戸二七番地」を「五條市西吉野町宗川野九七番地」に改めることとしたものであります。

附則につきましては、この条例は平成二十四年七月一日から施行するとしております。

また今回の移転に伴い、五條市立西吉野保健福祉センター条例の廃止を定めるものであります。

以上、議第三十九号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十七、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十号、五條市立保育所条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。櫻井あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 櫻井敬三登壇〕

○あんしん福祉部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第四十号、五條市立保育所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十九から五十ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、平成二十二年四月から休所中の二見保育所につきまして、当該保育所の敷地は国の所有地で国有財産無償貸付契約により無償で借りておりましたが、所管の財務省近畿財務局奈良財務事務所から、当該保育所は現在、休所中であるという理由から、このまま無償貸付契約の継続はできない旨の御指摘がありました。

また、平成二十三年七月実施の二見保育所の再開に関するアンケート調査の結果などを踏まえ、再開を断念したことを受け国有財産無償貸付契約の条項に基づき、当該保育所用地を原状回復し国へ返還するために二見保育所を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、第三条の表中「阿太保育所 五條市原町二六四番地 入所定員四十五人、二見保育所 五條市二見四丁目一番十号 入所定員九十人」のうち、二見保育所部分を削り、「阿太保育所 五條市原町二六四番地 入所定員四十五人」に改めるものであります。なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり） 吉田議員。

○三番（吉田雅範） 財産の概要とこれまでの経緯等について御説明願います。

○議長（益田吉博） 櫻井あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（櫻井敬三） 三番吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず財産でございます。建物と敷地でございますが、建物は市の所有ということでございます。

そして、先ほど説明したように土地については、国から無償で今まで借用させていただいたということでございます。

そして、経緯でございますけれども、当初昭和四十三年の四月一日に二見保育所を開設しております。その後、平成二十二年四月の休所ということでございます。それまでは、国有財産の無償貸付額を三年更新してきたということになります。

そして、そこからいろいろこの休所に関しましては、その後再開の部分をアンケートした、また今回まず地元の方に、五月の十九日に地元の自治連合会、また自治会の会合の方でこのことを説明させていただいて、一応了解をもらったということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 堀川議員。

○四番（堀川浩美） 一般質問でもさせていただいたのですが、二見保育所は、衛生センターの地元の要望であそこは避難所になっているのやさかいに置いてくれという要望がございました。その点はどうか。

○議長（益田吉博） 櫻井あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（櫻井敬三）堀川議員の質問にお答えをさせていただきます。

避難所になっておるといことは重重承知しております。

一般質問でもお話がありましたのですけれども、跡地利用という中では、地元の要望の中にも災害時の避難も含めた公園化をお願いしたいという要望をいただいておりますのでございまして、その辺は総合的に判断をしながら国とも調整するということを考えております。

以上答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）堀川議員。

○四番（堀川浩美）是非ともそのあとの施設をいろいろと防災公園とかを考えていただいて、していただきたいなと思います。

そして、もう一つ、二見保育所を壊すのはいいが、新しい保育所を二見にという計画はありますか。

○議長（益田吉博）櫻井あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（櫻井敬三）堀川議員の質問にお答えをさせていただきます。

新しい施設という部分は今国の方でも幼保一元化、今認定こども園から総合こども園といういろいろな国の方で法案をあげています。そういうことを踏まえながら、五條市の将来において保育所の適正配置に関するビジョンをつくっていききたいということを考えておりますので、その中であとの保育所をどうするかというのは、併せて考えていきたいと、そういうように考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）堀川議員。

○四番（堀川浩美）ありがとうございます。

二見の近くにはなつみ台もございしますので、その辺も考慮していただきまして、是非とも一日も早く新しい保育所を造っていただけますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十八、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十一号、五條市印鑑条例及び五條市手数料徴収条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました議第四十一号、五條市印鑑条例及び五條市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十一ページを御覧いただきたいと思います。

条例改正の理由につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えられるため、五條市印鑑条例及び五條市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

議案書の五十二ページから御覧いただきたいと思います。

改正する内容について御説明申し上げます。

改正条例の第一条におきましては、五條市印鑑条例について、第二条におきましては五條市手数料徴収条例について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

まず、五條市印鑑条例の第二条、登録資格につきましては、外国人登録法に係る第二項を削除するものでございます。

次に、第三条、登録印鑑及び第五条、印鑑の登録では「通称」「氏名の片仮名表記」を追加し、それぞれ改めるものでございます。

次に、第十一条、印鑑登録の抹消では外国人登録法に係る第一項第五号を削除し、「通称」「氏名の片仮名表記」を追加し、改めるものでございます。

また、附則第十二項の次に第十三項、外国人登録法廃止に伴う取扱いを追加するものでございます。

次に、五條市手数料徴収条例につきましては、別表の第三項、外国人登録法関係手数料を削除することにより、第四項から第十四項までを一項ずつ繰り上げるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十九、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十二号、五條市火災予防条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。窪消防長。

〔消防長 窪 佳秀〕

○消防長（窪 佳秀）ただいま上程いただきました議第四十二号、五條市火災予防条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十五ページから五十八ページを御覧願います。

今回の火災予防条例の一部を改正することにつきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、対象火気設備等に、電気自動車用の急速充電設備が追加されたことに伴い、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めるため本条例を改正するものでございます。

第十一条の次に第十一条の二を新たに加え、第一項で急速充電設備の位置、構造及び管理に関する規定を設け、第十一条の二第二項、第

十二条第二項、第三項、第四項及び第十三条第四項で準用条文及び文言の整理をしたものでございます。

附則では、施行期日及び経過措置を設けたものでございます。

以上で議第四十二号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二十、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十三号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました議第四十三号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の五十九ページを御覧いただきたいと思っております。



変更の理由につきましては、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成二十四年七月九日から施行されることに伴い、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部の変更を行うものでございます。

議案書の六十ページを御覧いただきたいと思えます。

改正の内容につきましては、外国人登録法の廃止により、これまで外国人登録原票に記載されていた外国人住民は日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となることから、別表第二備考中「及び外国人登録原票」を削るものでございます。  
なお、施行期日は、関係市町村の協議が整った日となります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二十一、議第四十四号及び議第四十五号の二議案を一括して議題といたします。  
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十四号、市道路線の変更について。  
議第四十五号、市道路線の変更について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘） ただいま上程いただきました議第四十四号並びに議第四十五号の市道路線の変更につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十一ページ及び別添の地図を御覧いただきたいと存じます。

まず、議第四十四号、市道二見五号線の市道路線の変更であります。

この路線は市道二見二号線には接続されておりますが、その先は行き止まりとなっております。

本地区周辺環境整備事業の効果増強を図るため、また、現在の行き止まり状態を解消し、救急車両のスムーズな通行や、地域の防災上の観点から、市道川端線に接続させ、生活環境の改善を行うために、市道二見五号線の終点及び延長の変更をお願いするものであります。

概要といたしましては、終点を二見五丁目一一二六の二番地先から二見五丁目一一八二の七番地先に、延長は一八五メートル延伸となり、一一一五・六メートルから一三〇〇・六メートルに変更するものであります。

続きまして、議案書の六十二ページ及び別添の地図を御覧いただきたいと存じます。

議第四十五号、市道茄子原舟原線の変更であります。

この路線につきましては、主要地方道路、県道勢井・宗川野線のバイパス工事の完成に伴い、旧県道を市に移管し、市道茄子原舟原線として県道に接続するため、西吉野町茄子原六四七の一番地先から同六四〇番地先までの、地図赤線表示区間の、延長三八メートル延伸で、起点位置の変更をお願いするものであります。

以上で議第四十四号及び議第四十五号の市道路線の変更につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（二番）の声あり）二番山口議員。

○二番（山口耕司） 市道茄子原舟原線の方なんですけれども、起点となっております部分、これは皆道路部分だと思っておりますけれども、橋の管理はどこになるのですか。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）二番山口議員の質問にお答えさせていただきます。

この橋の部分につきまして、県の方でそのまま管理をしていただくということで、今表示させていただいております赤の部分のみを市道として編入するという予定でございます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本二議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十二、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十六号、財産の取得ついて。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第四十六号、財産の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業に必要な用地を取得したいので、地方自治法第九十六条第一項及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この事業の目的であります。基本的な考え方は、行財政改革及び土地開発公社健全化計画の推進が主な目的であり、平成二十年度から五箇年計画で取得しているうちの五年目、最終年度であります。

まず、取得する財産の所在地は、「五條市小和町九二一番一ほか五筆」で、地目は「山林ほか」でございます。

面積につきましては、「二七、五二九・八〇平米」、取得予定価格は「一億三千四百四十七万四千四百八十二円」でございます。

取得の相手方は、「五條市本町二丁目一番一号 五條市土地開発公社 理事長丸谷昭典」でございます。

以上で議第四十六号、財産の取得につきまして提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十三、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十七号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第四十七号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度五條市一般会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。初めに一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ四千百十七万六千円の追加でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ百七十一億七千九百十七万六千円とするものでございます。

それでは、歳出につきまして御説明させていただきます。

主なものについてのみ説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

七ページを御覧いただきたいと存じます。

三款民生費、二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、十五節工事請負費八百四十万円につきましては、二見保育所の解体撤去工事費でございます。

五款農林業費、二項林業費、一目林業振興費、十九節負担金補助及び交付金三百万円につきましては、台風十二号災害で被災した大塔町

殿野地内の森林作業道の災害復旧事業補助金でございまして、復旧事業費の二分の一である県補助金の二百五十万円に、五條市が五十万円を上乗せし、事業主体である森林組合に補助するものでございまして。

六款商工費、一項商工費、二目商工振興費、十三節委託料四百五十万円につきましては、ふるさと復興協力隊委託料でございまして、県が市内非営利団体に対し派遣する「ふるさと復興協力隊員」の買物支援事業等の活動経費に対し、費用を計上するものでございまして。

財源は、全額県委託金でございまして。

三目観光費三百五十四万五千円につきましては、県の補助事業であります被災地域物産販売促進支援事業並びに、奈良県南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券を活用した本市の観光促進事業に係る経費を予算計上するものでございまして。

十一節需用費百七十四万七千円につきましては、被災地域物産販売促進支援事業の販売用物産品の購入費等でございまして。

十九節負担金補助及び交付金百万円につきましては、プレミアム宿泊旅行券を五條市内の宿泊施設で利用した場合、本市が更に一枚につき、一千円を上乗せし本市の観光事業を促進しようとするものでございまして。

八ページを御覧いただきたいと存じます。

八款消防費、一項消防費、五目災害対策費、十三節委託料二百八十二万八千円につきましては、衛星インターネット整備業務委託料でございまして、災害により通信ケーブルが切断されたときでも、通信手段を確保することができる衛星インターネットを大塔支所及び西吉野支所に整備するものでございまして。

財源は過疎債と県からの補助でございまして。

九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、十三節委託料百十万五千円につきましては、大塔町宇井地内における用地買収に係る不動産鑑定業務委託料でございまして。

二項幼稚園費、一目幼稚園費、十三節委託料三百六十二万八千円につきましては、大塔保育所の休所に伴い、西吉野幼稚園へ通園することとなった大塔地区の園児送迎に係る園児バス運行委託料でございまして。

六項社会教育費、十一目青少年指導対策費、七節貸金七十九万二千円につきましては、学校に派遣するいじめ・不登校対策支援員の賃金でございまして、財源は全て県委託金でございまして。

九ページを御覧いただきたいと存じます。

十一款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、十五節工事請負費一千百万円につきましては、台風十二号災

害により被災した林道のうち国・県の補助に適用されなかった箇所在林道復旧工事費でございまして、大塔町地内の五路線、十箇所の工事費を計上いたしております。

二目治山施設災害復旧費、十五節工事請負費百四十万円につきましては、大塔町閉君地区の民家から国道までの排水整備工事費でござい  
す。

次に歳入につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、一、総括の歳入を御覧いただきたいと存じます。

十五款県支出金で九百八十五万九千円、十八款繰越金で二千七百一万七千円、二十款市債で四百三十万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十二日から十八日まで休会とし、次回十九日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時四十五分散会

